

# こうふくプラン向日

第6次向日市高齢者福祉計画

第5期向日市介護保険事業計画

(平成24年度～26年度)

## 中間報告

※本計画案に掲載している介護関係の将来の認定者数、利用者数、給付費等については、現時点での粗い見込み値であり、今後の検討次第で変更する場合がありますので、ご注意ください。

※特に、給付費等については、介護報酬の改定等を踏まえて今後掲載します。

向日市

この計画が市民の皆様にもっと親しみやすくなるよう、  
「高齢者福祉」の“こうふく”と  
「幸せ（幸福）」の“こうふく”の  
2つの意味を込めて、  
「こうふくプラン向日」と名づけています。

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨 .....3
2. 計画の性格と位置づけ .....4
3. 計画の策定体制 .....6
4. 計画の期間 .....8

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 人口と高齢化率 ..... 11
2. 世帯の状況 ..... 13
3. 住居の状況 ..... 15
4. 就業の状況 ..... 16
5. 健康状態 ..... 17

## 第3章 高齢者施策等の実施状況

1. 高齢者福祉サービス ..... 21
2. 地域支援事業 ..... 25
3. 介護保険サービス ..... 29

## 第4章 計画の基本的考え方と重点課題

1. 計画の基本理念と基本的視点 ..... 37
2. 平成 26 年度における高齢者介護の姿 ..... 39
3. 重点テーマ ..... 42

## 第5章 重点テーマに対応した施策の展開

1. 介護予防、疾病予防の総合的な推進 ..... 47
2. 介護保険事業の推進 ..... 53
3. 地域での自立生活を支援する地域包括ケア体制の構築 ..... 68
4. 認知症の高齢者支援対策の推進 ..... 78
5. 高齢者が活動的に暮らせるまちづくり ..... 80

## 第6章 計画の推進

1. 進行管理と点検・評価 ..... 87
2. 一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備 ..... 87



# 第1章

## 計画の策定にあたって



# 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢化は依然として急速に進んでおり、総人口1億2,806万人のうち、65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,958万人（前年2,901万人）、総人口に占める割合（高齢化率）も23.1%（前年22.7%）に達しています（平成22年10月1日時点）。

本市においても、平成23年10月1日時点の高齢化率は22.0%（前年21.5%）で全国水準よりは低いものの、市民の5人に1人以上が高齢者という状況になっています。

国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援するしくみとして平成12年度に創設・施行された介護保険制度については、サービス提供基盤の整備に伴い、サービス利用者が着実に増加するなど、高齢者を支える制度として定着してきました。

しかし、こうしたサービス利用者の増加に伴い、給付費も急速に増大しており、加えて、平成27年までには、いわゆる団塊の世代が高齢者の仲間入りをすることにより、高齢化の一層の進展が見込まれるところです。そのため、制度の持続性を維持しつつ高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、維持向上させるために介護予防体制を確立することが大きな課題となっています。

こうした状況の中、国では「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される“地域包括ケアシステム”の実現に向けた取組を進める」ため、介護保険法等の一部改正等の制度改革が行われました。

本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、平成21年度を初年度とする「こうふくプラン向日～第5次向日市高齢者福祉計画・第4期向日市介護保険事業計画」を策定し、療養病床の再編等を視野に入れつつ、介護予防や給付の適正化などをさらに推進してきたところです。

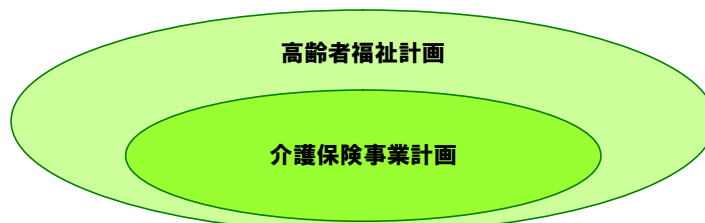
しかしながら、介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）について6年間の転換期限延長措置が講じられたこと等を含む今般の制度改革への対応や、本市における高齢者の状況、介護保険サービスの利用実態等の変化を踏まえつつ、計画の見直しをする必要があります。

本市に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりをめざし、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として「こうふくプラン向日～第6次向日市高齢者福祉計画・第5期向日市介護保険事業計画」を策定します。

## 2. 計画の性格と位置づけ

### [計画の性格]

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であり、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に含まれます。



### [法的位置づけ]

本計画は、老人福祉法（第20条の8）の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法（第117条）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

#### 老人福祉法 第20条の8

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### 介護保険法 第117条第1項

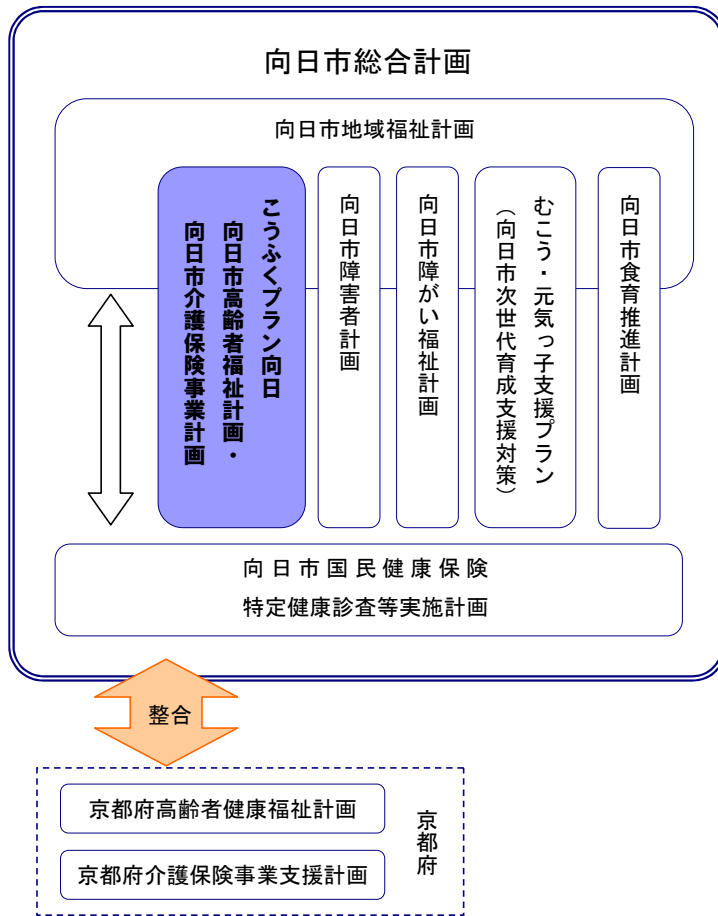
市町村は、基本指針<sup>※1</sup>に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

※1 基本指針・・・厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のこと。

### [市の計画体系における位置づけ]

本計画は「第5次向日市総合計画」（平成22～31年度）に基づき高齢者保健福祉に関する計画として策定するものです。他の福祉計画や保健・医療、住宅、生涯学習などの関連分野における市の個別計画、京都府高齢者健康福祉計画や京都府介護保険事業支援計画等と整合性のある計画として策定します。





## 3. 計画の策定体制

### (1) 向日市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた事業展開が求められています。このため、学識経験者、保険・医療・福祉の専門家、施設関係者、各種団体や介護者の会の代表、被保険者の代表、行政関係者など幅広い分野の関係者を委員とする「向日市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において審議を行い、計画を策定します。

### (2) 介護サービスについてのアンケート調査の実施

#### [調査の目的]

第5期介護保険事業計画策定に係る基礎資料として、高齢者の実態を把握することを目的に、介護サービスについてのアンケート調査を実施しました。

#### [調査の基準日]

平成22年11月1日

#### [調査の対象とサンプリング数]

##### ◆高齢者一般調査

基準日現在、向日市にお住まいで、要介護（要支援）認定を受けていない65歳以上の市民を対象に1,200人を無作為抽出

##### ◆在宅者調査

基準日現在、向日市にお住まいで、要介護（要支援）認定を受けている市民を対象に800人を無作為抽出

##### ◆施設サービス利用者調査

平成22年9月末時点で介護保険施設等に入所・入院されている市民を対象に200人を無作為抽出

##### ◆介護支援専門員調査

基準日現在、向日市内の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員43人

#### [調査の方法]

郵送で調査票を配布し、郵送及び市の窓口への直接提出で回収  
ただし、介護支援専門員調査については、対象者に直接配布し、回収

#### [調査の期間]

平成22年11月5日～平成22年11月30日

ただし、介護支援専門員調査については、平成22年11月8日～平成22年11月19日

#### [回収状況]

	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
高齢者一般調査	1,200	888	74.0%	886	73.8%
在宅者調査	800	531	66.4%	519	64.9%
施設サービス利用者調査	200	132	66.0%	129	64.5%
介護支援専門員調査	43	43	100.0%	43	100.0%
計	2,243	1,594	71.1%	1,577	70.3%

※回収数は回収された調査票の数、有効回答数は集計対象とした調査票の数。

### (3) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメント制度とは、市民の皆様の声を市政に生かすため、市の重要な政策などを決定する場合、あらかじめ「案」の段階から公表して市民の皆様の意見をいただき、その意見等を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行う制度です。

これは、多くの方の意見を伺うことで、市が意思決定を行うにあたって、公正性を確保するとともに、説明責任の徹底が図れる特徴があります。

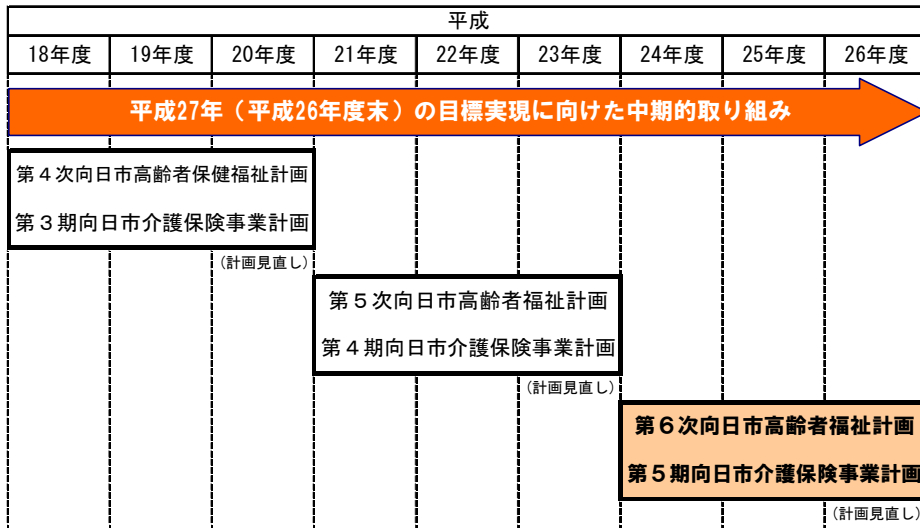
高齢社会を支えていく上で、計画策定過程における市民参画は今後ますます重要となっていくことから、本計画策定においてもパブリック・コメントを実施します。

実施期間 : 平成23年12月15日(木)～平成24年1月16日(月)

市民からの意見 : 件

## 4. 計画の期間

平成 27 年の高齢者介護の姿を念頭に置きながら計画を策定するものとし、本計画の計画期間は、平成 24～26 年度の 3 年間とします。



ただし、将来の高齢者数等については、本計画期間中に高齢者の仲間入りをするいわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる概ね10年後（平成36年度）の状況を推計しています。

## **第2章**

# **高齢者を取り巻く状況**



# 1. 人口と高齢化率

## (1) 人口・高齢者人口

本市の総人口は、緩やかな減少基調で推移しており、平成20年の55,205人から平成23年には54,746人となっています。

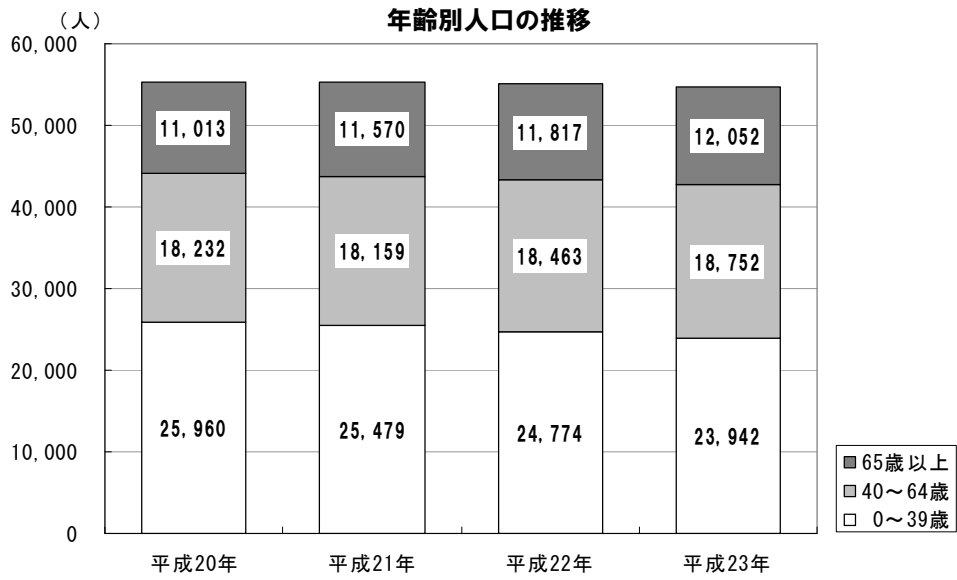
年齢別にみると、0～39歳人口が減少する一方で、40～64歳人口や65歳以上（高齢者）人口は増加していることがわかります。

特に高齢者人口は、平成20年の11,013人から平成23年には12,052人へと9.4%増加しています。高齢者のうち、65～74歳（前期高齢者）は、平成21年は前年より310人増加しましたがその後はわずかに減少しています。

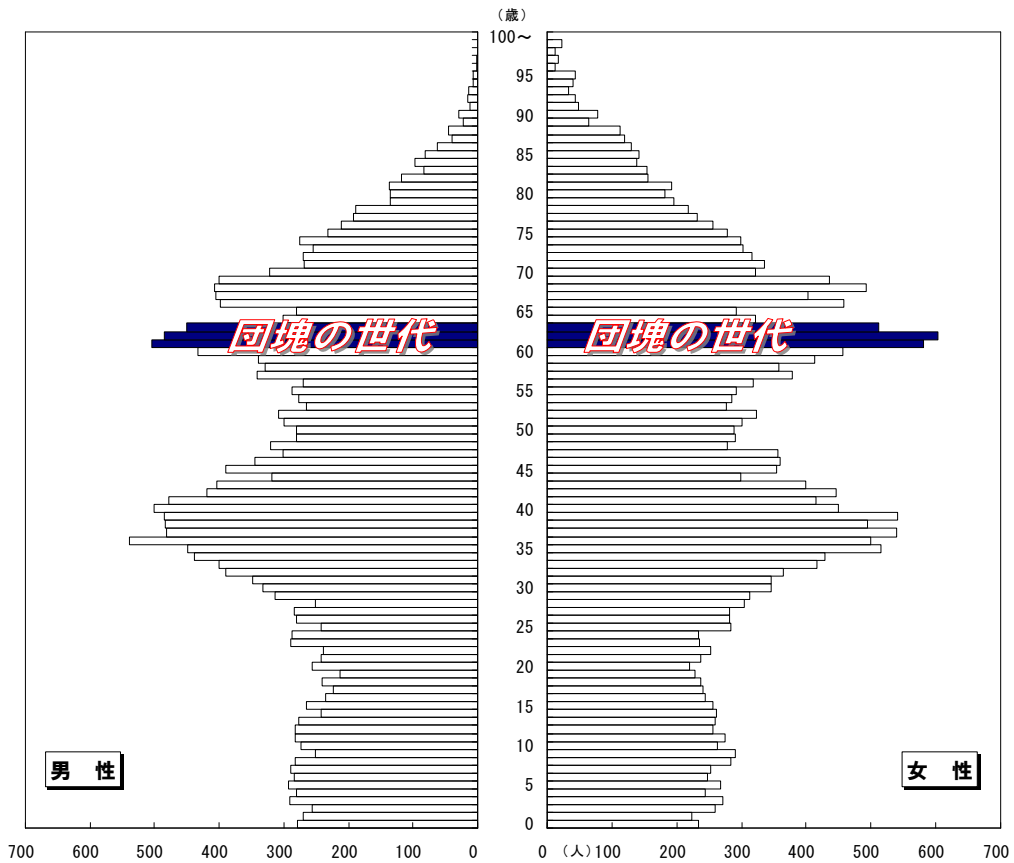
75歳以上（後期高齢者）は平成20年の4,284人から一貫して増加しており、平成23年には5,080人となり18.6%増となりました。

	住民基本台帳人口及び外国人登録人口（人）				構成比			
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人口	55,205	55,208	55,054	54,746	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～39歳	25,960	25,479	24,774	23,942	47.0%	46.2%	45.0%	43.7%
40～64歳	18,232	18,159	18,463	18,752	33.0%	32.9%	33.5%	34.3%
65歳以上	11,013	11,570	11,817	12,052	19.9%	21.0%	21.5%	22.0%
65～74歳	6,729	7,039	7,008	6,972	12.2%	12.7%	12.7%	12.7%
65～69歳	3,894	4,132	4,010	3,750	7.1%	7.5%	7.3%	6.8%
70～74歳	2,835	2,907	2,998	3,222	5.1%	5.3%	5.4%	5.9%
75歳以上	4,284	4,531	4,809	5,080	7.8%	8.2%	8.7%	9.3%
75～79歳	1,906	1,994	2,153	2,341	3.5%	3.6%	3.9%	4.3%
80～84歳	1,285	1,359	1,394	1,450	2.3%	2.5%	2.5%	2.6%
85歳以上	1,093	1,178	1,262	1,289	2.0%	2.1%	2.3%	2.4%

※各年9月末時点。



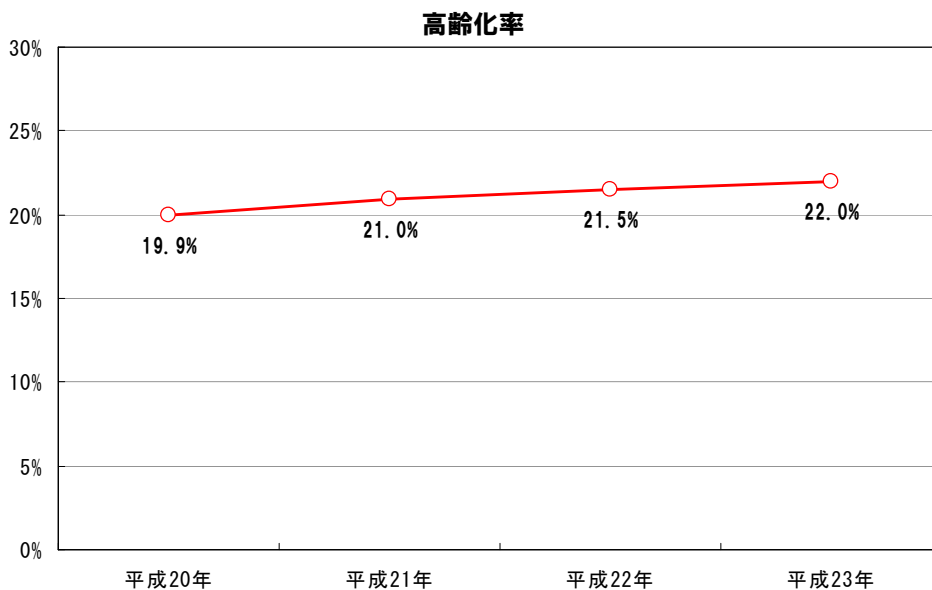
向日市の人口構造（平成22年9月末時点）





## (2) 高齢化率

総人口が緩やかに減少する中、高齢化率については、高齢者人口の増加に伴い、平成20年の19.9%から平成23年には22.0%と着実に増加しています。



## 2. 世帯の状況

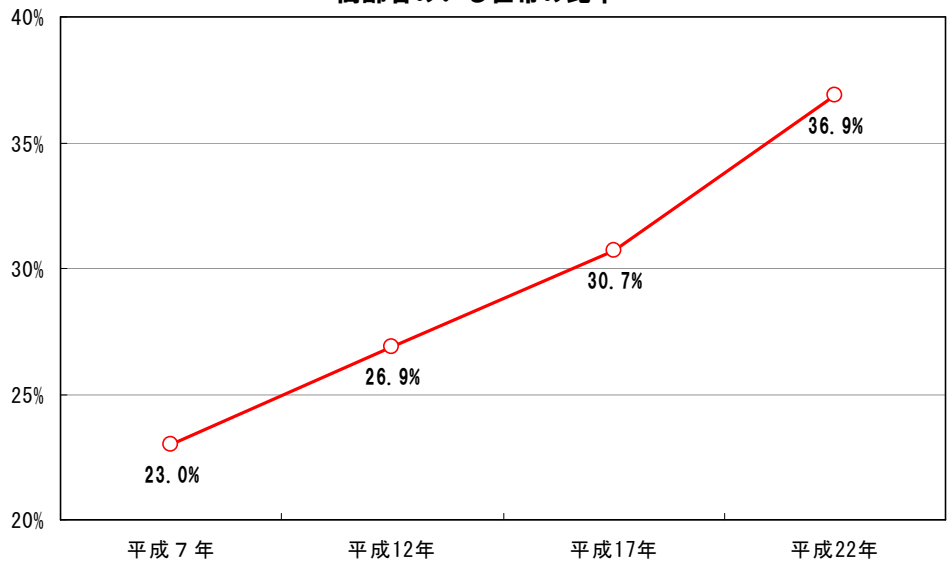
本市の一般世帯数については、平成7年の18,455世帯から平成22年には21,282世帯へと15.3%増加しています。

このうち、高齢者のいる世帯数は、平成7年の4,244世帯から平成22年には7,846世帯へと84.9%増加しており、一般世帯に占める比率についても同期間に23.0%から36.9%へと増加しています。

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯総数	18,455		19,438		20,854		21,282	
1世帯あたり人員	2.88		2.73		2.62			
高齢者のいる世帯	4,244	100.0%	5,236	100.0%	6,404	100.0%	7,846	100.0%
高齢者単独世帯	828	19.5%	1,118	21.4%	1,460	22.8%	1,939	24.7%
高齢者夫婦世帯	1,173	27.6%	1,540	29.4%	2,088	32.6%	3,471	44.2%
高齢者同居世帯	2,243	52.9%	2,578	49.2%	2,856	44.6%	2,436	31.0%

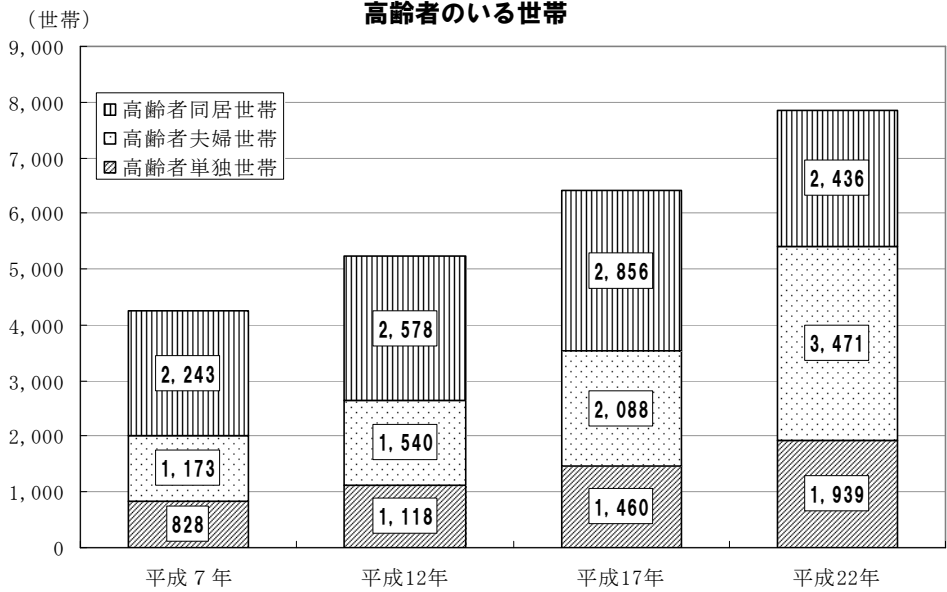
資料：国勢調査

高齢者のいる世帯の比率



高齢者のいる世帯を類型別にみると、高齢者同居世帯が減少する一方で、高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯が増加していることがわかります。

高齢者のいる世帯



### 3. 住居の状況

高齢者のいる世帯の住居の状況についてみると、平成22年では高齢者のいる世帯（7,846世帯）のうち、持ち家が82.0%（6,437世帯）、借家が16.9%（1,328世帯）となっています。借家の大半は「民営の借家」となっています。

区分	世帯数			増加率	
	平成12年	平成17年	平成22年	H17/H12	H22/H17
総世帯数	19,438	20,854	21,282	107.3%	102.1%
高齢者のいる世帯数	5,236 (100.0%)	6,404 (100.0%)	7,846 (100.0%)	22.3%	22.5%
持ち家	4,227 (80.7%)	5,217 (81.4%)	6,437 (82.0%)	23.4%	23.4%
借家	964 (18.4%)	1,139 (17.8%)	1,328 (16.9%)	18.2%	16.6%
公営・公団・公社	229 (4.4%)	296 (4.6%)	349 (4.4%)	29.3%	17.9%
民営借家	720 (13.8%)	836 (13.1%)	968 (12.3%)	16.1%	15.8%
給与住宅	15 (0.3%)	7 (0.1%)	11 (0.1%)	-53.3%	57.1%
間借り	28 (0.5%)	44 (0.7%)	68 (0.9%)	57.1%	54.5%
その他	17 (0.3%)	4 (0.1%)	13 (0.2%)	-76.5%	225.0%

資料：国勢調査

## 4. 就業の状況

本市における65歳以上の就業者数は、平成7年から10年間で約1.4倍に増加し、平成17年は1,757人となっています。一方、就業率は平成7年以降、20%前後で横ばいとなっています。

平成17年における就業率は、前期高齢者で26.3%、後期高齢者で7.6%となっており、男性の前期高齢者では4割弱（37.9%）となっています。

区分	65歳以上			
	人口	就業者	就業率	
平成7年	5,812	1,265	21.6%	
平成12年	7,440	1,458	19.6%	
平成17年	9,371	1,757	18.7%	
前期高齢者	5,585	1,469	26.3%	
後期高齢者	3,786	288	7.6%	
男性	前期高齢者	2,656	1,007	37.9%
	後期高齢者	1,388	200	14.4%
女性	前期高齢者	2,929	462	15.8%
	後期高齢者	2,398	88	3.7%

資料：国勢調査

## 5. 健康状態

### 疾病構造

国民健康保険医療給付実態調査結果（平成23年5月審査分）によると、本市の国民健康保険に加入する高齢者の受診件数が最も多い疾患は、「消化器系の疾患」で1,430件（21.6%）、次いで「循環器系の疾患」1,359件（20.6%）、「内分泌・栄養及び代謝疾患」782件（11.8%）となっており、これら上位3疾患が54.0%を占めています。

（単位：件、%）

区分	平成23年5月分					
	合計		65歳以上 75歳未満		65歳未満	
	件数	構成	件数	構成	件数	構成
感染症及び寄生虫症	268	2.2%	116	1.8%	152	2.7%
新生物	364	3.0%	233	3.5%	131	2.4%
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	30	0.2%	21	0.3%	9	0.2%
内分泌・栄養及び代謝疾患	1,183	9.7%	782	11.8%	401	7.2%
精神及び行動の障害	451	3.7%	122	1.8%	329	5.9%
神経系の疾患	300	2.5%	151	2.3%	149	2.7%
眼及び付属器の疾患	835	6.9%	490	7.4%	345	6.2%
耳及び乳様突起の疾患	145	1.2%	81	1.2%	64	1.2%
循環器系の疾患	1,980	16.3%	1,359	20.6%	621	11.2%
呼吸器系の疾患	1,075	8.8%	309	4.7%	766	13.8%
消化器系の疾患	2,697	22.2%	1,430	21.6%	1,267	22.8%
皮膚及び皮下組織の疾患	584	4.8%	215	3.3%	369	6.7%
筋骨格系及び結合組織の疾患	1,146	9.4%	780	11.8%	366	6.6%
腎尿路生殖器系の疾患	290	2.4%	143	2.2%	147	2.7%
妊娠・分娩及び産じょく	10	0.1%	0	0.0%	10	0.2%
周産期に発生した病態	5	0.0%	0	0.0%	5	0.1%
先天奇形、変形及び染色体異常	17	0.1%	6	0.1%	11	0.2%
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	140	1.2%	80	1.2%	60	1.1%
損傷・中毒及びその他の外因の影響	634	5.2%	291	4.4%	343	6.2%
計	12,154	100.0%	6,609	100.0%	5,545	100.0%

資料：京都府国民健康保険団体連合会



# **第3章**

## **高齢者施策等の実施状況**





# 1. 高齢者福祉サービス

高齢者福祉サービスの実施状況について整理すると次のとおりです。

## (1) 生活支援事業

介護保険サービスを補完し、高齢者が住み慣れた地域・在宅で暮らし続けられるよう、日常生活等を支援するサービスを実施しています。

1 生活支援型ホームヘルプサービス事業			
○おおむね 65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者で、骨折や退院後の経過において一時的に支援が必要となった方などに、ホームヘルパーを派遣し、生活援助や身体介護サービスを提供し、自立した生活を継続できるように支援する事業です。			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者実人数	5 人	1 人	6 人
利用者延べ派遣回数	50 回	3 回	53 回
2 配食サービス事業			
○おおむね 65 歳以上で、買物や調理が困難なひとり暮らしや高齢者のみの世帯等を対象に安否確認を兼ねた配食サービスを業者委託して実施している事業です。			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者実人数	196 人	207 人	236 人
利用者延べ配食数	19,457 食	19,234 食	20,563 食
3 介護予防住宅改良助成・相談事業			
○介護予防に配慮した住宅改良支援を目的に、要介護認定を受けていない 60 歳以上の高齢者で、前年度市民税非課税世帯の方を対象とし、手すりの設置、段差の解消等の住宅改修費用の一部を助成する事業です。			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談件数	1 件	4 件	2 件
助成件数	1 件	4 件	2 件

4 老人日常生活用具の貸与・給付事業			
○おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、福祉電話の貸与、日常生活用具を給付する事業です。			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
福祉電話貸与台数	14 台	10 台	11 台
新規貸与台数	0 台	1 台	1 台
電磁調理器給付台数	8 台	1 台	3 台
自動消火器給付台数	0 台	2 台	0 台
5 家賃助成事業			
○市内の民間アパート等に居住するひとり暮らしの 70 歳以上の低所得者に対し、家賃の一部を助成する事業です。			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
助成対象者件数	74 件	51 件	55 件
6 あんしんホットライン事業			
○65 歳以上のひとり暮らしで、虚弱なため日常生活を営むうえで支障のある方や第 1 種身体障害者で災害時に独自避難が困難な方の自宅に、緊急時の連絡に応じるための緊急通報装置を設置し安否確認等を行う事業です。			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
緊急通報装置貸与数	326 件	332 件	334 件
7 在宅介護支援センター事業			
○地域包括支援センターと連携を図り、在宅介護等に関する総合的かつ専門的な相談を受け、対象者のニーズに見合った保健・医療・福祉サービスの総合的な調整、支援の必要な高齢者等の実態把握等を行う事業。市内 2 か所の法人に業務委託を行い実施しています。			
センター別実態把握等件数	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ケアセンター回生 向日市在宅介護支援センター	55 件	58 件	67 件
在宅介護支援センター向陽苑	67 件	89 件	100 件
計	122 件	147 件	167 件

**(2) 家族介護支援**

在宅の高齢者を介護されている家族介護者を支援しています。

<b>1 高齢者介護者支援金支給事業</b>			
○65歳以上の要介護3・4・5の認定を受けている高齢者を在宅で介護している介護者に対して、介護者支援金を支給する事業です。			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支給件数	295件	283件	298件

**(3) 認知症地域支援体制構築等推進事業**

住み慣れた地域で、認知症の高齢者とその家族が安心して生活を送り続けられるよう、相談・早期発見・予防・啓発・ケアなどの支援体制を構築し、地域で見守り支える仕組みづくりを推進することを目的に、京都府の委託を受け各種事業を平成21年10月から開始し、一部、向日市社会福祉協議会に事業委託をして実施しています。

<b>1 ケアサポート会議の開催</b>		
○医師、歯科医師、民生委員、保健所職員、施設職員、在宅介護支援センター職員、社会福祉協議会職員、市職員等をメンバーとし、事業の方向性の決定や事業内容の検討を行う会議を開催しています。		
<b>2 地域資源マップの作成</b>		
○認知症の高齢者とその家族のための社会資源マップの作成に取り組んでおり、平成22年度は前年度作成のマップを基本として、乙訓医師会による認知症かかりつけ医システム登録医療機関を加え更新しました。		
<b>3 認知症サポーター養成講座の実施</b>		
○認知症についての正しい理解に関する普及・啓発を主目的に、住民、各種団体、学校、企業等を対象に、認知症サポーター養成講座を実施しています。		
	平成21年度	平成22年度
開催回数	10回	21回
講座受講者数	499人	694人

<p><b>4 家族介護者支援</b></p>
<p>○家族介護者を支援することにより、家族による認知症ケアの負担軽減や質の向上を図ることを目的に家族相談会と家族交流会を実施しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認知症家族相談会 平成22年度2回開催</li> <li>◆認知症家族交流会 平成22年度1回開催</li> </ul>
<p><b>5 認知症フォーラムの開催（向日市民会館ホール）</b></p>
<p>○認知症の人とその家族支援のために、市民が幅広く参加できるような活動等について考える機会のひとつとして認知症フォーラムを開催しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆講演「本人・家族支援を中心とした認知症ケアと地域づくり」</li> <li>◆乙訓かかりつけ医登録リスト・問診票等を掲載した「2011ダイアリー」を配布</li> </ul>
<p><b>6 医療との連携</b></p>
<p>○医師会主催の認知症懇話会等への出席や市内医療機関への情報提供等を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆乙訓医師会主催の認知症懇話会・世話人会への参加（計7回）</li> <li>◆向日市内の医療機関40か所へ地域包括支援センターの案内チラシの配布</li> </ul>

## 2. 地域支援事業

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）とその他の支援事業を行うことにより、地域の高齢者等が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし実施する事業です。

地域支援事業の実施状況について整理すると次のとおりです。

### (1) 介護予防事業

1 二次予防事業施策			
○二次予防事業対象者（要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者）に対して、要介護状態等となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施しています。			
① 二次予防事業対象者把握事業			
○二次予防事業対象者の把握のため、要介護・要支援認定を受けていない全ての第1号被保険者を対象に、基本チェックリストと生活機能検査を実施しています。			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生活機能検査の受診者数	1,051人	481人	360人
二次予防事業対象者数	866人	231人	213人
② 通所型介護予防事業			
<b>[介護予防「いきいき」事業]</b>			
○ケアワーカーや歯科衛生士などのスタッフが、生活機能改善のためにサービスメニューを組み入れ、「いきいき」とした自立生活を営めるよう事業を実施しています。			
<内容>健康チェック、転倒予防体操、健康に対する講話、 歯科衛生士による口腔指導（定期的）、レクリエーション 等			
事業実施場所：福祉会館内			
利用期間：6か月を1クール			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者実人数	57人	55人	48人
利用者延べ人数	1,888人	1,944人	1,736人

<b>[高齢者筋力向上トレーニング事業]</b>			
○健康増進センター「ゆめパレアむこう」で、トレーニング機器を使った筋力トレーニングとストレッチ体操による運動指導を実施し、筋力の活性化やバランス能力の回復を図る事業を実施しています。			
＜内容＞健康チェック、ストレッチ、マシンを使用したトレーニング、 血圧測定 等			
利用期間：3か月24回を1クール			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者実人数	13人	16人	15人
利用者延べ人数	191人	288人	252人
<b>[元気アップ教室事業]</b>			
○健康増進センター「ゆめパレアむこう」で、運動機能向上プログラムとしてストレッチ体操による運動指導を実施し、筋力の活性化やバランス能力の回復を図る事業を実施しています。			
＜内容＞健康チェック、ストレッチ、軽体操、血圧測定 等			
利用期間：6か月24回を1クール			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者実人数	24人	19人	24人
利用者延べ人数	431人	413人	495人
<b>[たべる健康教室事業]</b>			
○健康増進センター「ゆめパレアむこう」で、栄養改善や口腔機能向上プログラムとして栄養指導・口腔ケア指導等を実施し、口腔機能の改善や栄養状態の改善を図る事業を実施しています。			
＜内容＞栄養状態・口腔機能チェック、口腔機能向上トレーニング、 栄養指導、調理実習、軽体操 等			
利用期間：全6回を1クール			

## 2 一次予防事業施策

○一次予防事業対象者（二次予防事業対象者以外の高齢者）を中心に、地域で介護予防について自発的な活動が広く実施されるよう、介護予防に関する教室・講座等の開催、パンフレットの作成・配布等により、普及・啓発を行っています。

### ① 地域健康塾

○介護予防や生きがいがづくりを目指し、公共施設を拠点として地域の高齢者を対象に健康チェックやストレッチ体操などの他、交流会やレクリエーションを実施しながら普及・啓発を行い、地域活動組織の育成・支援のため事業を実施しています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開催回数	387回	379回	377回
利用者実人数	285人	282人	340人
利用者延べ人数	6,097人	6,548人	7,417人

### ② 高齢者健康指導員養成講座

○地域や市で実施する介護予防事業等に参加し、介護予防の普及・啓発を図る支援者を養成することを目的として、おおむね50歳以上の市民を対象に、向日市民会館において、健康づくりや運動指導に関する講義と実技の講座を実施しています。（平成20年度から）

○全日程5回、平成20年度は1クール実施、平成21年度は2クール実施、平成22年度は1クール実施しました。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
参加者人数	16人	25人	5人

## (2) 地域包括支援センター

### 地域包括支援センター

○地域住民の保健・医療の向上・福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントの4つの機能を柱とした地域包括的支援事業を実施しています。

※ 地域包括支援センター設置は(福)向日市社会福祉協議会に委託しています。

相談・支援内容 等	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護サービス等に関すること	3,789件	3,490件	3,171件
権利擁護に関すること	575件	608件	799件
高齢者虐待に関すること	79件	98件	78件
合計	4,443件	4,196件	4,048件

**(3) 任意事業**

<b>1 家族介護者リフレッシュ事業</b>			
○在宅で高齢者を介護している介護者等の精神的、身体的な負担を軽減するため、家族介護者支援を実施しています。			
◆介護者交流会の開催（年2回開催）			
◆介護関係パンフレットの配布			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
参加者人数	43人	42人	39人
<b>2 寝具乾燥事業</b>			
○65歳以上の寝具の乾燥が困難な寝たきりの方やひとり暮らしの方などを対象に、地域における自立した生活が継続できるよう、寝具の乾燥と洗濯サービスを実施しています。			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者実人数	67人	83人	89人
延べ利用回数	394回	389回	454回
<b>3 介護相談員派遣事業</b>			
○利用者や家族とサービス事業者との橋渡し役として、介護施設等に相談員を派遣する「介護相談員派遣活動事業」を実施し、介護サービスの拡充を図っています。			
<b>4 ケアプラン点検・指導事業</b>			
○介護給付適正化の一環として、市内の介護支援事業所に在籍している介護支援専門員に対し、自己評価チェックをはじめ居宅サービス計画書や居宅介護支援経過・モニタリング等のケアプラン点検を実施しました。			



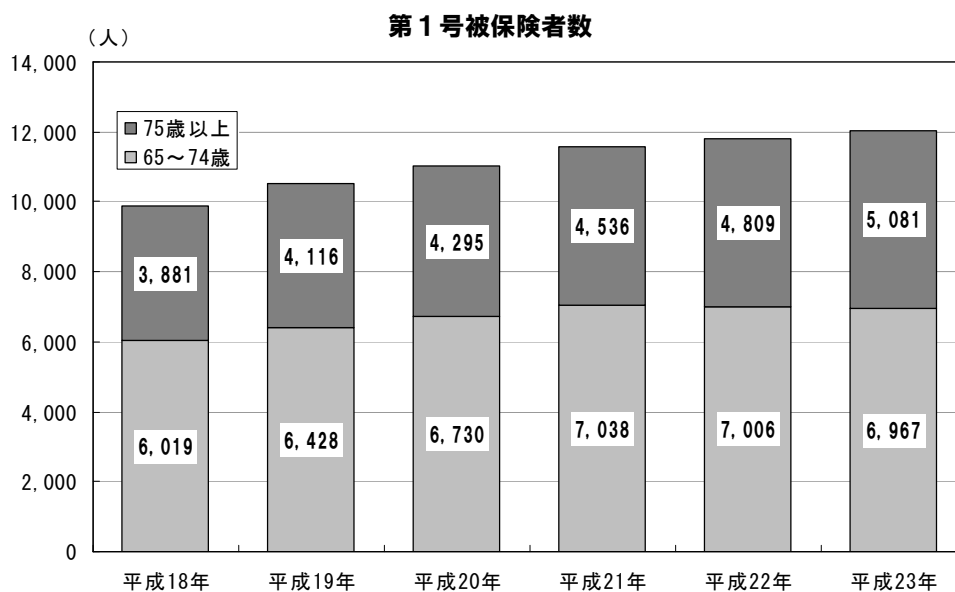
## 3. 介護保険サービス

### (1) 第1号被保険者数

高齢化に伴い、第1号被保険者(65歳以上)数は一貫して増加しており、平成18年の9,900人から平成23年には12,048人となっています。

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
第1号被保険者	9,900	10,544	11,025	11,574	11,815	12,048
65～74歳	6,019	6,428	6,730	7,038	7,006	6,967
75歳以上	3,881	4,116	4,295	4,536	4,809	5,081
対前年比	106.1%	106.5%	104.6%	105.0%	102.1%	102.0%

※各年9月末



## (2) 要介護（要支援）認定者数

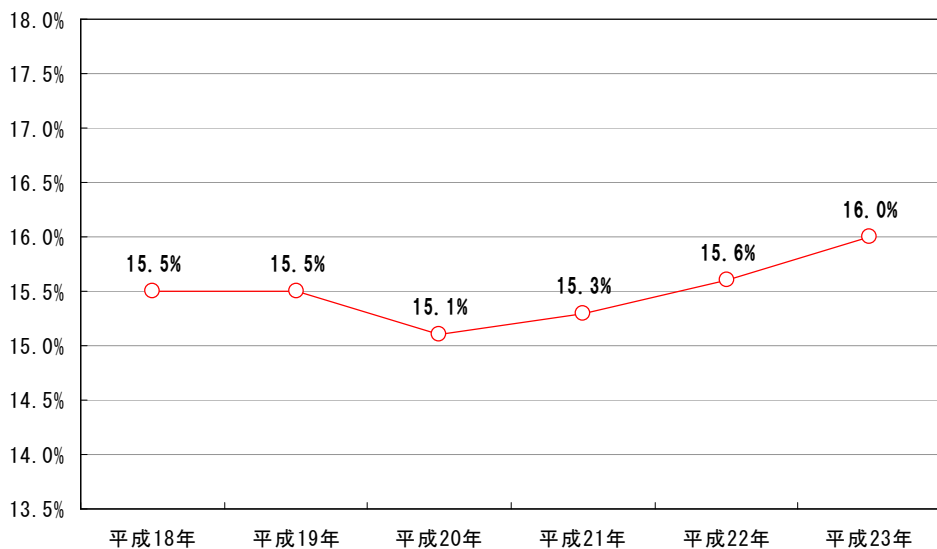
第1号被保険者数の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数も増加基調で推移しており、平成18年の1,587人から平成23年には1,998人となっています。

要介護度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要支援1	56	81	83	115	124	165
要支援2	114	214	199	205	191	199
経過的要介護	60					
要介護1	428	342	349	384	398	406
要介護2	264	321	340	349	384	414
要介護3	261	291	274	257	264	288
要介護4	227	262	297	310	305	266
要介護5	177	180	191	217	237	260
計	1,587	1,691	1,733	1,837	1,903	1,998
( )内は2号の認定者	(55)	(59)	(65)	(66)	(63)	(69)
対前年比	100.5%	106.6%	102.5%	106.0%	103.6%	105.0%
うち第1号被保険者数	9,900	10,544	11,025	11,574	11,815	12,048
認定率	15.5%	15.5%	15.1%	15.3%	15.6%	16.0%

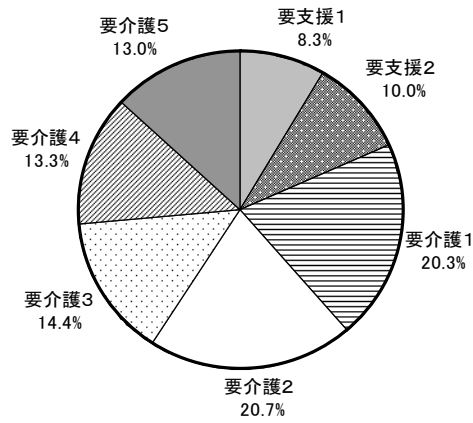
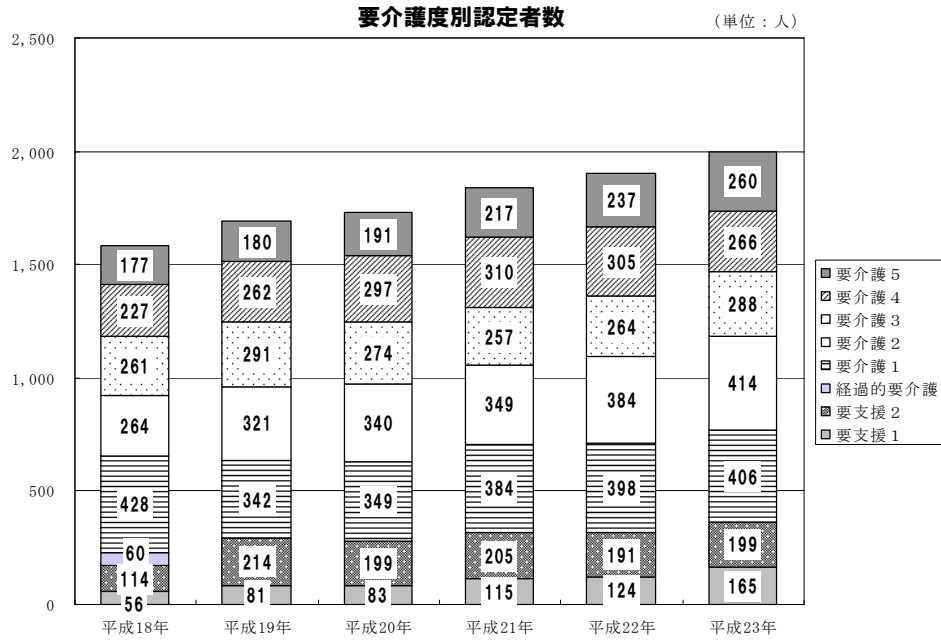
※各年9月末

第1号被保険者数に占める認定者率については、平成18年から平成22年までは概ね15%台でありましたが、平成23年は16%台になりました。

## 認定者率の推移



要介護度別（平成23年時点）についてみると、要介護2が最も多く414人（20.7%）、次いで要介護1が406人（20.3%）、要介護3が288人（14.4%）の順となっています。



(平成23年9月末)

**(3) サービス利用者数**

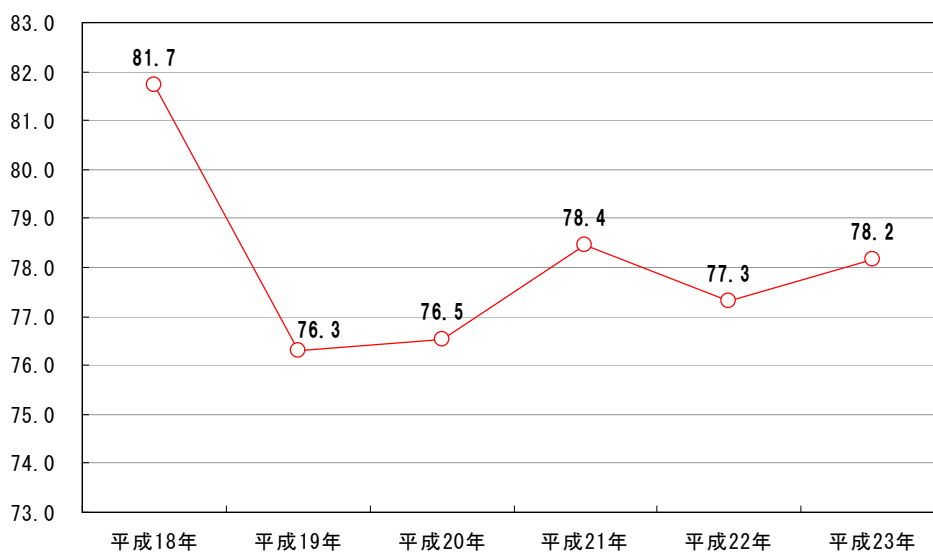
サービス利用者数は、認定者数の増加に伴い増加基調で推移しており、平成18年の1,297人から平成23年には1,562人になっています。

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
認定者数	1,587	1,691	1,733	1,837	1,903	1,998
居宅サービス	988	946	961	1,059	1,085	1,134
施設サービス	289	301	307	316	307	341
地域密着型サービス	20	43	58	66	79	87
合計	1,297	1,290	1,326	1,441	1,471	1,562
利用率(%)	81.7	76.3	76.5	78.4	77.3	78.2

※各年9月末

認定者に占めるサービス利用者率は、地域密着型サービスの創設などの制度改正が行われた平成18年には一時的に81.7%に達しましたが、その後は概ね78%前後で推移しています。

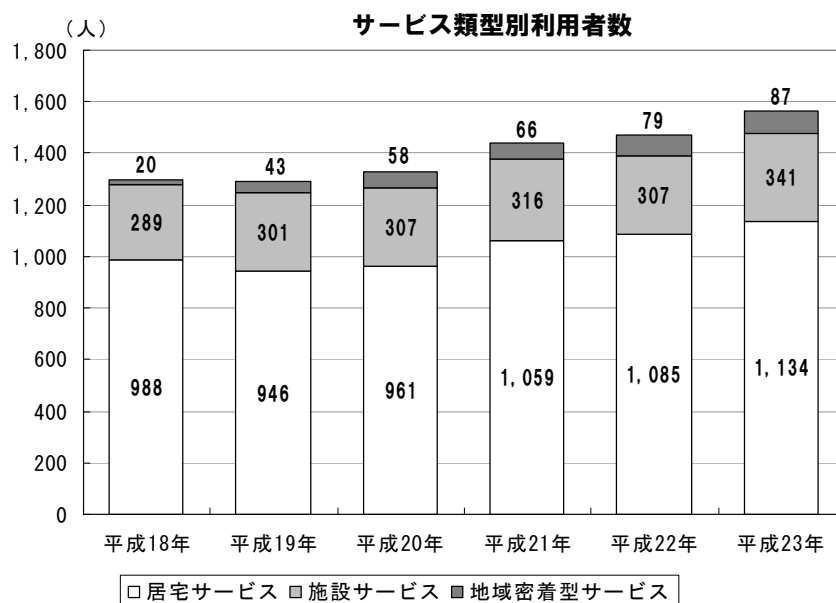
**サービス利用者率の推移**



サービス類型別の利用者数をみると、居宅サービスは増加基調で推移しており平成23年には1,134人（72.6%）となっています。施設サービスは、近年は310人前後で推移していましたが、平成23年では341人（21.8%）となっています。

また、平成18年から創設された地域密着型サービスは着実に増加しており平成23年には87人（5.6%）となっています。

ただ、施設利用に関する参酌標準に基づく総量規制を背景に、利用者構成比は減少基調で推移しています（下表参照）。



利用者構成率	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
居 宅 サ ー ビ ス	76.2%	73.3%	72.5%	73.5%	73.8%	72.6%
施 設 サ ー ビ ス	22.3%	23.3%	23.2%	21.9%	20.9%	21.8%
地域密着型サービス	1.5%	3.3%	4.4%	4.6%	5.4%	5.6%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年9月末

## (4) 第4期介護保険事業計画の見込量、実績、達成状況

		平成21年度			平成22年度			平成23年度	H21～H22	
		見込量 A	実績 B	達成状況 B/A	見込量 C	実績 D	達成状況 D/C	見込量 E	実績伸び率 (D-B)/B	
第1号被保険者数(人)	年度平均値	11,549	11,558	100.1	11,759	11,829	100.6	11,993	2.3%	
要介護等認定者数(人)	年度平均値	1,831	1,826	99.7	1,914	1,910	99.8	1,997	4.6%	
居宅介護サービス利用者数(人)	年度平均値	1,002	1,047	104.5	997	1,094	109.7	1,014	4.5%	
施設サービス利用者数(人)	年度平均値	316	311	98.4	360	310	86.1	385	-0.3%	
地域密着型サービス利用者数(人)	年度平均値	55	68	123.6	73	76	104.1	91	11.8%	
居宅サービス	訪問介護	(回/年)	76,820	77,507	100.9	74,937	77,924	104.0	75,244	0.5%
	訪問入浴介護	(回/年)	1,907	1,602	84.0	1,773	1,997	112.6	1,768	24.7%
	訪問看護	(回/年)	5,535	5,131	92.7	5,285	4,875	92.2	5,282	-5.0%
	訪問リハビリテーション	(回/年)	3,841	7,481	194.8	3,724	9,779	262.6	3,723	30.7%
	通所介護	(回/年)	38,982	38,637	99.1	38,355	41,354	107.8	38,615	7.0%
	通所リハビリテーション	(回/年)	17,420	19,032	109.3	17,212	19,725	114.6	17,370	3.6%
	短期入所生活介護	(日/年)	14,681	13,139	89.5	14,061	13,009	92.5	13,900	-1.0%
	特定施設入所者生活介護	(人/年)	240	227	94.6	240	284	118.3	240	25.1%
	居宅療養管理指導	(件/年)	2,450	2,555	104.3	2,451	2,940	120.0	2,452	15.1%
	福祉用具貸与	(人/年)	6,792	6,927	102.0	6,652	7,525	113.1	6,695	8.6%
	福祉用具購入	(人/年)	218	206	94.5	220	218	99.1	222	5.8%
	住宅改修	(人/年)	193	213	110.4	195	224	114.9	197	5.2%
	居宅介護支援	(人/年)	12,023	11,820	98.3	11,961	12,220	102.2	12,166	3.4%
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	(人/年)	24	36	150.0	24	12	50.0	24	-66.7%
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	204	360	176.5	204	346	169.6	204	-3.9%
	認知症対応型共同生活介護	(人/年)	672	456	67.9	672	575	85.6	888	26.1%
施設サービス	介護老人福祉施設	(人/年)	1,980	1,752	88.5	1,980	1,906	96.3	1,980	8.8%
	介護老人保健施設	(人/年)	1,800	1,068	59.3	1,500	1,151	76.7	1,800	7.8%
	介護療養型医療施設	(人/年)	840	732	87.1	840	746	88.8	840	1.9%

※ 年度とは、3月～翌年2月の数値であり、人数については、各月の人数の平均値としている。

**第4章**  
**計画の基本的考え方と**  
**重点課題**





# 1. 計画の基本理念と基本的視点

## (1) 基本理念

いくつになっても生きがいをもって楽しく毎日を送りたい、いつまでも元気で過ごしたいと誰もが願っています。

超高齢社会の到来を前に、健康で生きがいのある高齢期を送れるような、明るく活力ある長寿社会の実現が求められています。

本市では、第5次向日市総合計画において「活力とやすらぎのあるまち」を将来都市像として掲げ、「安心・安全に暮らせる生活環境を創り出す」を基本政策のひとつとするとともに、高齢者施策分野においては将来の姿として“住み慣れた地域で高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち”を目指した取り組みを進めることとしています。

こうしたまちづくりの方向性を踏まえ、“住み慣れた地域で高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち”を高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念とし、介護保険事業の円滑な運営はもとより、高齢者の健康や生活を支えるさまざまな保健福祉サービスや生きがい対策の充実、バリアフリー化や安全なまちづくりなど、幅広い分野において高齢者施策の推進を図ります。

### 基本理念

**住み慣れた地域で高齢者が  
いきいきと安心して暮らせるまち**

## (2) 基本的視点

### 基本的視点1 活動的な高齢者をめざした環境づくり

○高齢化が一層進展し、本市においても平成26年には65歳以上の高齢者が4人に1人となる見込みであることを踏まえ、高齢者が社会を支える一員として活躍できるよう、社会参画や地域貢献などに向けた生きがい支援策を推進することが重要です。

○高齢になっても可能なかぎり介護や支援が必要とならないよう、生活習慣病予防や介護予防を一層推進する必要があります。

**基本的  
視点2**
**自立を支える地域づくり**

○高齢者が介護や支援が必要になったときも、住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるよう、行政や公的サービスの提供者だけでなく、住民や民間団体など地域全体で高齢者を支える仕組みを構築していく必要があります。

○高齢者が心身の状況、家庭環境や住環境から自宅での生活が困難になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、自宅に代わる見守り機能の付いた住まいの整備を促進するとともに、ニーズに応じた住まいが適切に選択できるよう情報提供体制を構築する必要があります。

○高齢者が安全・安心な生活ができるよう、防災対策、消費者対策、交通安全対策等を進めるとともに、高齢者にやさしいユニバーサルデザイン<sup>\*1</sup>のまちづくりを推進する必要があります。

※1 ユニバーサルデザイン・・・年齢、性別、身体、言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物、製品等をデザインしておこうという考え方

**基本的  
視点3**
**安心できるサービス体制づくり**

○高齢者が住み慣れた地域で状態に応じた適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービス等の提供体制の整備・充実を図る必要があります。

○高齢者が質の高い適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービス従事者の確保・養成と質の向上に努めるとともに、介護給付の適正化に向けた取り組みを推進する必要があります。

**基本的  
視点4**
**地域ケアのための身近な体制づくり**

○地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。

○日常生活圏域において医療や介護等のサービスが高齢者のニーズや状態に応じて包括的・継続的に提供できるよう、関係機関の連携の強化が必要となります。

○認知症の高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症ケアの専門的な人材の確保や地域における総合的・継続的な支援体制を構築する必要があります。

○高齢者がいつまでも尊厳を持って生活できるよう、相談体制の充実・虐待の早期発見や地域における虐待防止ネットワーク体制の強化を図る必要があります。

## 2. 平成26年度における高齢者介護の姿

### (1) 目標設定の考え方

本計画期間の最終年度である平成26年度は、第3期計画より見据えてきた中期的な視点からの取り組みの目標年度でもあります。

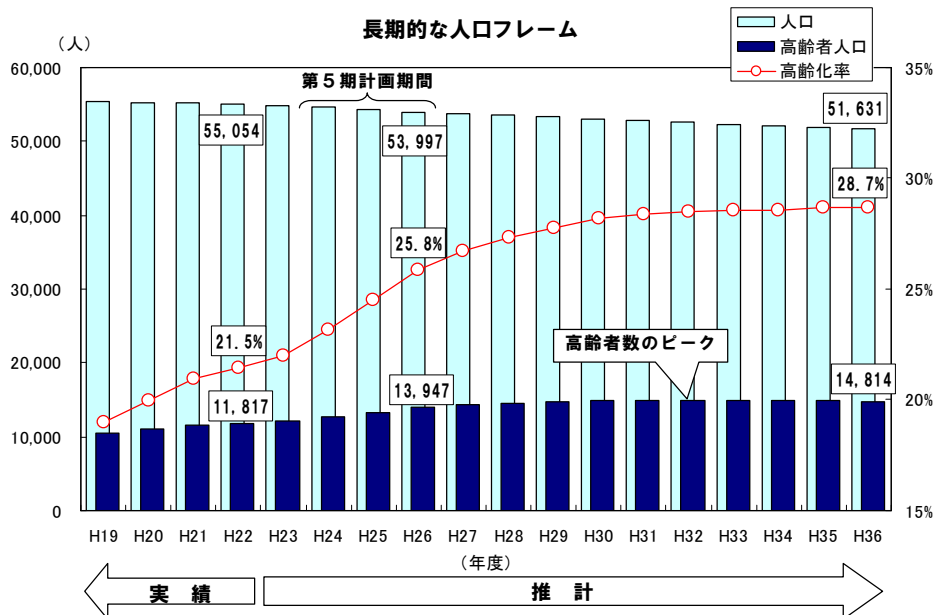
本計画においては、本計画期間中に高齢者の仲間入りをする団塊の世代が後期高齢者となる平成36年度までの人口・高齢者人口等の動向も視野に入れつつ、平成26年度における高齢介護の目標を設定します。

### (2) 長期的な高齢者人口フレーム

人口については、今後も緩やかな減少傾向で推移するものと想定されます。一方で、高齢者人口については、今後も増加傾向で推移するものの平成32年度頃にはピークを迎え、その後は減少する総人口と歩調を合わせつつ、減少に転じるものと推計されます。

高齢化率については、高齢者人口が減少に転じた後も総人口の減少を背景に上昇を続けるものと推計されます。

本計画期間である平成24～26年度については、団塊の世代効果として高齢者人口が急増することにより、高齢化率も急速に高まり、平成26年度には25.8%（高齢者人口13,947人）となることを見込まれます。



	住民基本台帳人口及び外国人登録人口					推 計		
	第3期		第4期			第5期		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口	55,423	55,205	55,208	55,054	54,746	54,591	54,314	53,997
0～39歳	26,573	25,960	25,479	24,774	23,942	23,282	22,497	21,687
40～64歳	18,322	18,232	18,159	18,463	18,752	18,666	18,503	18,363
65歳以上	10,528	11,013	11,570	11,817	12,052	12,643	13,314	13,947
65～74歳	6,421	6,729	7,039	7,008	6,972	7,302	7,721	8,112
65～69歳	3,726	3,894	4,132	4,010	3,750	3,796	4,041	4,221
70～74歳	2,695	2,835	2,907	2,998	3,222	3,506	3,680	3,891
75歳以上	4,107	4,284	4,531	4,809	5,080	5,341	5,593	5,835
75～79歳	1,832	1,906	1,994	2,153	2,341	2,421	2,526	2,603
80～84歳	1,252	1,285	1,359	1,394	1,450	1,531	1,607	1,676
85歳以上	1,023	1,093	1,178	1,262	1,289	1,389	1,460	1,556
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～39歳	47.9%	47.0%	46.2%	45.0%	43.7%	42.6%	41.4%	40.2%
40～64歳	33.1%	33.0%	32.9%	33.5%	34.3%	34.2%	34.1%	34.0%
65歳以上	19.0%	19.9%	21.0%	21.5%	22.0%	23.2%	24.5%	25.8%
65～74歳	11.6%	12.2%	12.7%	12.7%	12.7%	13.4%	14.2%	15.0%
65～69歳	6.7%	7.1%	7.5%	7.3%	6.8%	7.0%	7.4%	7.8%
70～74歳	4.9%	5.1%	5.3%	5.4%	5.9%	6.4%	6.8%	7.2%
75歳以上	7.4%	7.8%	8.2%	8.7%	9.3%	9.8%	10.3%	10.8%
75～79歳	3.3%	3.5%	3.6%	3.9%	4.3%	4.4%	4.7%	4.8%
80～84歳	2.3%	2.3%	2.5%	2.5%	2.6%	2.8%	3.0%	3.1%
85歳以上	1.8%	2.0%	2.1%	2.3%	2.4%	2.5%	2.7%	2.9%

※実績（平成19～23年度）は各年9月末時点。

**(3) 平成26年度における高齢者介護の目標**

本市では、長期的な人口動向等を踏まえつつ、次のような高齢者介護の将来像を描くこととします。

## 高齢者介護の将来像

- 要支援・要介護認定者数が急増することもなく、多くの高齢者が元気に暮らしています。
- 介護を必要とする高齢者の多くは、住み慣れた地域・日常生活圏において、在宅を中心とする介護サービスを利用しながら、安心して暮らしています。
- 要介護度が重度な高齢者は、それぞれの必要と状況に応じて、希望する施設において満足のいくサービスを受けています。

その上で、介護保険施設利用者の重度者への重点化を図るべく、次のような目標を設定することとします。

### 介護保険施設利用者の重度者への重点化

介護保険施設利用者について重度者への重点化を図るとともに、中重度の方の在宅生活を支援するために居宅サービスの整備等を推進します。

- 平成26年度における施設入居者（要介護2以上とする）に対する要介護4以上の利用者の割合
 

国の目標	70%以上
本市目標	70.7% [参考：平成23年度 70.7%]

## 3. 重点テーマ

平成 26 年度における高齢者介護の目標を実現するため、本計画においては次のような重点テーマを設定し、重点的に取り組んでいくこととします。

### 重点テーマ1 介護予防、疾病予防の総合的な推進

高齢期においては、病気の再発や体力の低下などをきっかけに、身体的機能や生活機能が低下し、家の中に閉じこもりがちになり、寝たきりや認知症などの状態につながる可能性があります。

高齢者が健康でいきいきと生活を続けていくことを支援するため、要介護状態になったり要介護状態が悪化したりしないようにする介護予防を総合的に推進していく必要があります。

高齢者に対し介護予防・リハビリテーションの視点から実施されているサービスには、保健予防サービス、介護予防事業・地域支え合い事業、地域住民等の自主的な活動などがあります。

第5期介護保険事業計画においては、個々の事業について、事業効果の視点から内容の充実を図るとともに、それらが利用者に連続性・一貫性をもって提供できるよう、地域包括支援センターを核とした介護予防ケアマネジメント体制をさらに強化することが必要となっています。

さらに、健康づくりを推進する視点から、地域の社会資源の活用を図り、高齢者が介護予防の活動に積極的に取り組むことができる環境整備を進めていく必要があります。

### 重点テーマ2 介護保険事業の推進

介護が必要な状態になっても自宅で暮らし続けたいという高齢者が多い一方で、施設への入所申込者数の増加傾向が続いている背景には、中重度者の在宅生活を支える居宅サービスの提供基盤がまだまだ脆弱であることがあげられます。

今後、要介護認定者数やサービスに対する需要が増加していく中で、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を続けられるようなサービス提供体制が求められます。

- ◇ 軽度者に対する介護予防（予防給付）の推進
- ◇ 中・重度者を支える居宅サービスの充実
- ◇ 重度者に対する入所施設の整備

**重点テーマ3****地域での自立生活を支援する地域包括ケア体制の構築**

高齢者の多くが、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。

寝たきりや認知症をはじめ、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、尊厳をもって、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、高齢者一人ひとりの生活状況や意向に合った保健・医療・福祉サービスや支援を総合的・継続的に提供する体制の整備が必要です。

また、本市においては、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が急速に増加しており、子ども等と同居していても昼間独居の状況にある高齢者も少なくありません。

地域生活支援体制の整備に関しては、地域包括支援センターを拠点として、行政、老人福祉施設、医療施設等の関係機関のみならず、老人クラブの活動や地域における見守り・支え合いの取り組み、ボランティア、NPO等、民間の福祉活動と連携し、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアの仕組みづくりを進めることが求められます。

**重点テーマ4****認知症の高齢者支援対策の推進**

高齢者人口の増加に伴い、今後、認知症の高齢者の増加が予想されます。

認知症は、早期対応により進行を抑えることができる場合がありますが、正しい知識や情報の不足から、早期段階における適切な対応がとられないことも少なくありません。このため、認知症や認知症介護についての正しい知識の普及や啓発を図ることが重要です。

また、認知症の高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活が営むことができるようにするためには、認知症の高齢者やその家族を地域全体で支えていく支援のあり方が求められています。

保健・医療・福祉等の関係機関や担当部局の連携を強化し、近隣者・ボランティアによる多種多様な活動も含めた総合的な支援体制を整備することが必要です。

## 重点テーマ5

### 高齢者が活動的に暮らせるまちづくり

人生 80 年時代が到来し、価値観、ライフスタイルが多様化するに伴い、生きがいや心の豊かさを求める人が増えています。

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験や知識を生かして、大切な役割を担っていくような社会づくりが重要です。

このため、高齢者の多様性、自発性を十分に尊重しながら、活動的で生きがいに満ちた「活動的な 85 歳」を実現することを目標として、高齢者同士や世代間の交流、趣味や学習などの活動、就労、ボランティア活動など、高齢者がさまざまな分野に積極的に参加していくことを支援するとともに、老人クラブやさまざまな自主的な団体の活動の立ち上げと発展を支援していくことが求められます。



**第5章**  
**重点テーマに対応した**  
**施策の展開**



# 1. 介護予防、疾病予防の総合的な推進

## 基本的な考え方

地域包括支援センターを拠点として、生活機能の低下が疑われる高齢者の早期発見から、介護予防事業への参加を通じて生活習慣の改善につなげるまでの統合的な流れを構築し、利用者の立場に立ったサービス提供を図ります。

また、日常生活の中で高齢者が介護予防に積極的に取り組めるよう、啓発・支援を行うとともに、地域における自主的な活動と連携した推進体制づくりを進めます。

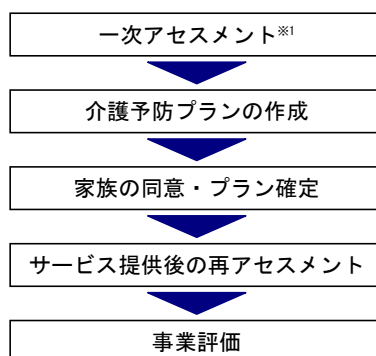
### 【施策の方向】

- 介護予防ケアマネジメント体制の構築
- 地域支援事業における介護予防事業
- 予防給付による介護予防サービスの提供
- 高齢期の健康づくり
- 地域における健康づくり

## 施策の展開

### (1) 介護予防ケアマネジメント体制の構築

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターにおいて次のような流れで実施します。



介護予防ケアマネジメントでは、各種介護予防サービスと、利用者自身によるセルフケアや地域の支え合いなどのインフォーマルサービス※2を統合して目標設定を行うことにより、利用者に達成感や自信を持ってもらい、自己実現につなげられるよう支援を行います。

サービス計画の作成にあたっては、地域包括支援センターがサービス担当者会議を開催し、事業の実施状況を適宜モニタリング※3し、必要に応じて事業者間の調整を図ります。

また、地域包括支援センターが中心となって情報の共有化や事例の分析などを行い、関係機関の連携を推進します。

- ※1 アセスメント・・・事前評価、初期評価のこと。介護の分野においては、介護サービス利用者（要介護者、要支援者）の身体機能や環境などを事前に把握、評価することで、ケアプランの作成等、今後のケアに必要な見通しをたてるために必要な評価のことをいう。
- ※2 インフォーマルサービス・・・近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のことをいう。公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービスをフォーマルサービスと呼ぶが、その対語として使われる。
- ※3 モニタリング・・・ケアプランに基づき実施したサービスについて、利用者に介護サービスが開始された後も、提供されているサービスが適切かどうか、サービスが計画に基づいて提供されているかどうかなどを、継続的に観察、管理、評価すること。

## （２）地域支援事業における介護予防事業

要支援・要介護状態となる前の二次予防事業対象者やすべての高齢者を対象として、地域支援事業による介護予防事業を実施します。

### 1 二次予防事業

---

生活機能の低下が疑われる高齢者（二次予防事業対象者）を対象として、通所または訪問により生活機能の維持・向上を図ります。

#### 〔二次予防事業対象者の把握〕

二次予防事業対象者を把握するため、65歳以上の方を対象に基本チェックリスト（調査票）郵送します。これにより得られた情報に基づき、高齢者の生活機能に関する状態を把握し、二次予防事業の対象者を選定・把握します。

このほか、二次予防事業対象者の把握には、次のような方法・ケースがあります。

- ・地域包括支援センターをはじめとする地域の相談窓口からの情報
- ・保健活動等からの把握
- ・医療機関等からの情報
- ・本人・家族、地域住民等からの情報
- ・要介護認定による把握

把握した情報を地域包括支援センターへつなぐための体制を整備し、生活機能の低下が疑われる高齢者の早期発見を図ります。

地域包括支援センターにおいては、二次予防事業対象者等の介護予防事業対象者に対する一次アセスメントを行います。

## 〔二次予防事業対象者等を対象とする介護予防事業の実施〕

二次予防事業対象者に対し、必要に応じた介護予防サービスを提供します。

障がいのある人に対しては、関係機関との連携のもと、障がいの状態や障害者福祉サービス等の利用状況などを把握の上、一人ひとりに合った介護予防事業の実施に努めます。

### 通所型の介護予防事業

通所により、集団的なプログラムを実施します。

事業名	概 要	
介護予防「いきいき」事業	内 容	二次予防事業対象者に対し運動能力向上・閉じこもり予防、口腔ケア等のための指導などを一体的に実施し、介護予防を目的に実施します。 開催場所：向日市福祉会館 スタッフ：ケアワーカー、歯科衛生士、管理栄養士等 利用期間：6か月間
	対象者	65歳以上の二次予防事業対象者等
高齢者筋力向上トレーニング事業	内 容	健康増進センター「ゆめパレアむこう」において、二次予防事業対象者等に対しトレーニング機器を使った運動機能向上プログラムを実施し、筋力の向上やバランス能力の回復を図ることを目的に実施します。 開催場所：健康増進センター「ゆめパレアむこう」 スタッフ：健康増進センター「ゆめパレアむこう」の専門スタッフ 利用期間：3か月間 24回
	対象者	65歳以上の二次予防事業対象者等
元気アップ教室	内 容	健康増進センター「ゆめパレアむこう」において、二次予防事業対象者に対し、他者との交流を図りながら運動機能向上プログラムを実施し、転倒予防や心身の機能向上を図ることを目的に実施します。 開催場所：健康増進センター「ゆめパレアむこう」 スタッフ：健康増進センター「ゆめパレアむこう」の専門スタッフ 利用期間：6か月 24回
	対象者	65歳以上の二次予防事業対象者等
たべる健康教室	内 容	健康増進センター「ゆめパレアむこう」において、二次予防事業対象者等に対し他者との交流を図りながら栄養改善プログラムや口腔ケア指導を実施します。 開催場所：健康増進センター「ゆめパレアむこう」 スタッフ：健康増進センター「ゆめパレアむこう」の専門スタッフ 利用期間：3か月間 6回
	対象者	65歳以上の二次予防事業対象者等

## 2 一次予防事業

第1号被保険者全体（一次予防事業対象者）を対象として、介護予防の取り組みを日常生活の中で定着させるとともに、介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における自主的な活動の育成、支援を実施します。

なお、地域支援事業だけでなく、保健予防サービスや福祉サービスなどにおいても、介護予防に関する普及・啓発や自主的な活動の支援などを行っていきます。

### ① 介護予防に関する普及・啓発及び地域における活動支援

「さわやか体操」「地域健康塾」などの事業を通じて介護予防の普及・啓発、組織の育成・支援などを行います。

事業名	概要	
地域健康塾	内 容	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防や生きがいがづくりを目指し、公共施設を拠点とし、地域の高齢者を対象に健康チェックやストレッチ体操などの他、交流会やレクリエーションを実施しながら介護予防に関する普及・啓発を行い、地域活動組織の育成・支援のための事業を実施します。 開催場所：西部防災センター 物集女公民館 森本公民館 西向日コミュニティセンター 寺戸コミュニティセンター 寺戸公民館 鶏冠井公民館 向日コミュニティセンター 上植野コミュニティセンター 向日台団地集会場 スタッフ：ケアワーカー、運動指導者等
さわやか体操	内 容	65歳以上の女性を対象に、老人福祉センター桜の径において、介護予防を目的にストレッチ体操等を実施します。
高齢者健康指導員養成講座	内 容	健康づくりや介護予防等への関心を高め、市内で実施する介護予防事業等で支援活動ができる人材養成を目的に実施します。

## 3 介護予防施策の評価

二次予防事業対象者施策の実施にあたっては、事業開始前にアセスメントを実施し、効果的なサービス計画を作成するとともに、事業終了後にもアセスメントを行い、対象者の目標の達成度や状態改善の状況などを評価します。

また、介護予防施策全体について、事業評価を行い、効果的な事業展開に活用します。

### (3) 予防給付による介護予防サービスの提供

利用者が生活機能向上のための目標を持ち、主体的に適切なサービスを利用できるよう、地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメントの取り組みを進めていきます。

## (4) 高齢期の健康づくり

「健康づくり」は、高齢者が生涯、いきいきと地域で生活を続けていくためには、大切な要素です。

人口の高齢化と疾病構造が複雑化する中で、がん・心疾患・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病は増加する一方です。

生活習慣病は、自覚症状がないままに発症・進行し、合併症を伴って、最終的に重篤な状態となり、生活の質を著しく低下させてしまうという深刻な問題を含んでいます。

したがって、「生活習慣病予防」は「介護予防」であり、「健康寿命を延ばす」ことにつながるることになります。

健康づくり対策は、「生活習慣病予防」を第1目的として、各種健(検)診やそのフォロー事業を中心に展開します。

### 1 健診結果を活用した健康づくり

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、高齢者の健康診査は国民健康保険による「特定健康診査」、後期高齢者医療制度による「長寿(後期高齢者)健康診査」健康増進法による「健康診査」の3つの方法で行います。

市民の健康実態を分析した結果から、国が示した実施基準より検査項目を充実させた健診となっています。

健康診査は、受けるだけでなく、健診結果から一人ひとりが、自分の健康問題に気付き、主体的に生活習慣改善に取り組むことが大切です。

そのため、保健師・管理栄養士が、健診結果の見方や生活習慣改善のための保健指導を行います。

特定健診の受診者に対する「特定保健指導」、保健センターでの「健診結果相談会」を定期開催するほか、要望に応じて、個別相談や家庭訪問による指導なども行います。

### 2 早期発見・早期治療を目指すがん検診

環境の変化や長寿化により、がんにかかる人は年々増加していますが、医学・医療技術の進歩により、早期に発見し、適切な対処をすれば完治するケースも多くなっています。

そのため、十分な精度管理を行いつつ、胃がん・乳がん・子宮がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診の各受診率を向上させるとともに、精度を高め、精密検査の受診率の向上にも努めます。

また、健康づくり出前講座などで、がんにならないための学習活動を行います。

### 3 健康手帳による健康づくりの啓発

---

向日市版健康手帳「私の健康記録」には、健康診査やがん検診の受診記録や病気の治療状況、食事や運動に関するミニ知識やウォーキングマップを盛り込んでいます。

健康手帳は配布するだけでなく、自分自身で健康手帳を活用して、自分のからだや生活を振り返ったり、生活習慣改善の効果を確認できるよう内容の充実に努めるとともに、啓発活動もあわせて行います。

### 4 健康づくりのための環境整備

---

ゆめパレアむこう（健康増進センター・市民温水プール）において、生活習慣病予防や介護予防を視点にした運動メニューや健康講座を充実させ、個人の自主的な健康づくりのための環境整備に努めます。

## (5) 地域における健康づくり

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という喜びや目標を持って生活習慣の改善や健康増進に主体的に取り組めるよう、行政や医療機関、事業者、地域ボランティアなどの連携のもと、健康づくりのための環境整備や情報提供、働きかけを推進します。



## 2. 介護保険事業の推進

### 基本的な考え方

地域密着型サービスや居住系サービスを段階的に整備し、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者をはじめ、高齢者が自宅や地域で安心して生活を続けられるためのサービスの充実を図ります。

施設サービスについては、より重度の方に対応したサービスとして位置づけ、個室・ユニットケアの普及等、施設環境の改善を促進します。

また、介護保険事業の適正かつ円滑な運営のために、保険給付の適正化、サービスの質の確保、相談支援体制の充実を図ります。

#### 〔施策の方向〕

- 予防給付
- 居宅サービス
- 施設・居住系サービス
- 地域密着型サービス
- 介護サービス量及び給付費の見込み
- 介護保険制度の円滑な運営のための方策

### 日常生活圏域の設定

#### 〔圏域設定の目的〕

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、日常生活圏域を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを見込むことになっています。

#### 〔圏域設定の考え方〕

本市の面積は、7.67k㎡と、西日本で最も小さな市であり、大都市近郊の住宅都市として、市域の大部分は市街化されています。

市内の宅地は、北西地域の西の岡丘陵を下るとおおむね平坦な地形であり、ひと続きの街を形成していることから、地域ごとの特色や住民の生活形態も大きな差がありません。

このようなことから、本市では市域全体をひとつの生活圏域として、サービス基盤や地域ケア体制の整備を進めていきます。

## 施策の展開

### (1) 予防給付

予防給付の実施にあたって、利用者の生活機能向上に向けた適切なサービス提供を行えるよう、以下の取り組みを進めます。

#### 1 適正な要介護認定の実施

---

予防給付を効果あるものとするためには、利用者の生活機能低下の状況や原因を踏まえ、状態の維持・改善の可能性の観点から適正な審査を行う必要があります。このため、介護認定審査会委員に対する情報提供や研修内容を充実していきます。

#### 2 自立支援の視点に立ったサービス提供

---

利用者自身が、活動性が向上した後の自らの積極的な生活のイメージを持てるよう、一人ひとりの状況に応じた目標設定を行い、自立支援の視点に立ったサービスを実施します。

#### 3 予防効果にかかる評価

---

サービス提供による効果について、地域包括支援センターで評価を行い、市と連携してサービスの質の確保を図ります。

### (2) 居宅サービス

介護を必要とする高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、地域密着型サービスの提供と併せて、既存のサービス事業者の連携と新規事業者の参入促進を図り、利用者のニーズに見合った供給体制の整備を進めます。

また、中重度の要介護者は、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つことが多いことから、主治医と介護支援専門員等との連携を促進することにより在宅生活を支援していきます。

### (3) 施設・居住系サービス

環境の変化の影響を受けやすい認知症の高齢者が、尊厳を保ちながら身近な場所で継続的にサービスが利用でき、また、家庭に近い住居環境のもとで、一人ひとりの生活のリズムを大切にしたいケアを提供するため、個室・ユニットケアの普及等、施設環境の改善を促進します。

さらに、入所者が尊厳を保ちながら心豊かな暮らしができるような生活環境の整備を図るとともに、世代間交流や地域行事への参加など地域に開かれた施設とするよう、施設における取り組みを促進します。

#### (4) 地域密着型サービス

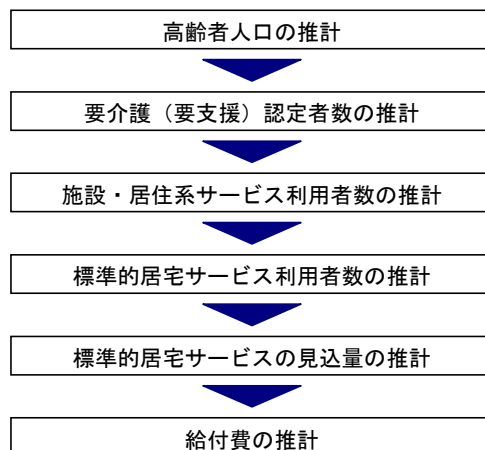
地域密着型サービスの実施にあたって、市は事業者のサービス運営や内容について審査を行い、適正な事業者を指定するとともに、事業者への指導や監督を行います。

#### (5) 介護サービス量、給付費の見込み

介護サービス量及び給付費については、厚生労働省作成ワークシートにおける推計の考え方を踏まえつつ、これまでの給付実績等に基づき、推計・見込みを行っています。

##### 1 介護サービス量、給付費の見込みの算出手順

---



## 2 高齢者人口の推計

### [推計の方法]

平成19～23年度の住民基本台帳（各年度9月末時点）人口をもとにしたコーホート変化率法による長期推計を踏まえ、本計画期間（平成24～26年度）における高齢者人口を設定しました。

### [将来の高齢者人口]

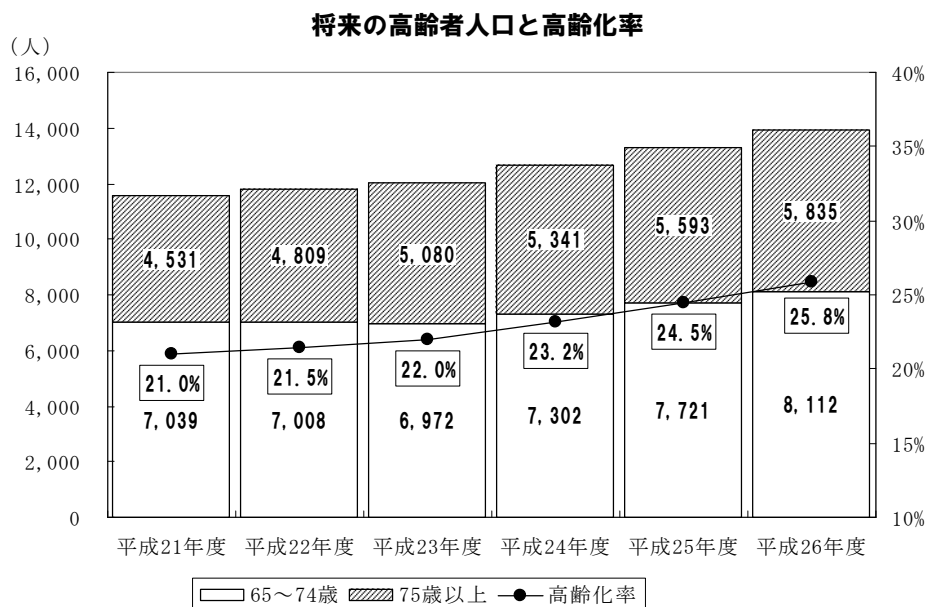
平成26年度には、高齢者人口13,947人、内訳は前期高齢者が8,112人、後期高齢者が5,835人となるものと推計されます。

高齢化率については、平成26年度には25.8%に達し、市民の4人に1人以上が高齢者という状況になります。

（単位：人）

	第4期			第5期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	55,208	55,054	54,746	54,591	54,314	53,997
高齢者人口	11,570	11,817	12,052	12,643	13,314	13,947
65～74歳	7,039	7,008	6,972	7,302	7,721	8,112
75歳以上	4,531	4,809	5,080	5,341	5,593	5,835
高齢化率	21.0%	21.5%	22.0%	23.2%	24.5%	25.8%

※各年度9月末



## [将来の被保険者数]

(単位：人)

	第4期			第5期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
被保険者数	29,733	30,278	30,806	31,309	31,817	32,310
1号被保険者	11,574	11,815	12,048	12,643	13,314	13,947
2号被保険者	18,159	18,463	18,758	18,666	18,503	18,363

※各年度9月末

## 3 要介護（要支援）認定者数の推計

(単位：人)

	第4期			第5期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援 1	115	124	165	159	172	186
要支援 2	205	191	199	204	211	219
要介護 1	384	398	406	441	464	491
要介護 2	349	384	414	415	432	452
要介護 3	257	264	288	274	280	288
要介護 4	310	305	266	327	340	355
要介護 5	217	237	260	261	274	289
合 計	1,837	1,903	1,998	2,081	2,174	2,281

※各年度9月末

## 4 介護サービス量の見込み

## 〔施設・居住系サービスの見込み〕

## ●施設・介護専用居住系サービス

(単位：人)

	第4期			第5期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	146	159	162	163	173	173
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	8	29	29	29
介護老人保健施設	89	96	122	114	115	116
介護療養型医療施設	61	63	61	61	61	61
施設利用者計 (a)	296	318	353	367	378	379
認知症対応型共同生活介護	38	56	60	63	63	63
特定施設入居者生活介護 (介護専用)	0	0	2	10	10	10
介護専用居住系サービス計 (b)	38	56	62	73	73	73
施設・居住系サービス合計 (a+b)	334	374	415	440	451	452

※人数は月平均利用者数

## ●介護専用以外の居住系サービス

(単位：人)

	第4期			第5期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護専用以外の特定施設入居者生活介護	20	23	25	26	27	32
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	1	1	1	1	1

※人数は月平均利用者数

## [介護サービス量の見込み]

施設・居住系サービスを含め、介護サービス量を次のように見込みました。

## ●介護給付

	第5期計画（見込み）			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
1) 居宅サービス				
①訪問介護	回数	81,121	86,861	90,295
	人数	5,124	5,340	5,508
②訪問入浴介護	回数	2,004	2,054	2,104
	人数	396	408	414
③訪問看護	回数	5,304	5,490	5,765
	人数	1,032	1,068	1,116
④訪問リハビリテーション	回数	11,332	11,547	11,728
	人数	1,080	1,100	1,116
⑤居宅療養管理指導	人数	3,240	3,384	3,480
⑥通所介護	回数	43,271	46,101	46,932
	人数	5,034	5,363	5,441
⑦通所リハビリテーション	回数	20,198	21,056	23,068
	人数	2,580	2,688	2,952
⑧短期入所生活介護	日数	13,755	14,538	15,321
	人数	1,583	1,667	1,750
⑨短期入所療養介護	日数	3,377	3,573	3,652
	人数	492	516	540
⑩特定施設入居者生活介護	人数	316	328	360
⑪福祉用具貸与	人数	7,212	7,668	7,969
⑫特定福祉用具販売	人数	192	192	192
2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	36	108	120
②夜間対応型訪問介護	人数	13	13	14
③認知症対応型通所介護	回数	384	672	960
	人数	88	164	240
④小規模多機能型居宅介護	人数	336	342	355
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	756	756	756
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	120	120	120
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	348	348	348
⑧複合型サービス	人数	0	0	0
3) 住宅改修	人数	240	258	269
4) 居宅介護支援	人数	11,340	11,952	12,564
5) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	人数	1,956	2,076	2,076
②介護老人保健施設	人数	1,368	1,380	1,392
③介護療養型医療施設	人数	732	732	732

## ●介護予防給付

		第5期計画（見込み）		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	人数	912	952	1,020
②介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
③介護予防訪問看護	回数	88	96	120
	人数	52	60	72
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	371	448	456
	人数	55	56	60
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	50	52	66
⑥介護予防通所介護	人数	444	467	491
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	294	312	324
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	30	32	34
	人数	30	32	34
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	22	22	22
	人数	22	22	22
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	8	10	11
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	540	540	564
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	28	28	28
2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	96	108	132
	人数	36	40	48
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	37	38	48
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0
3) 介護予防住宅改修	人数	324	324	324
4) 介護予防支援	人数	1,748	1,840	1,932



## 5 給付費の見込み

各サービスの見込み量等をもとに、介護報酬の改定を勘案し、第5期計画期間における給付費を次のように見込みます。

### ●介護給付

※給付費については報酬改定後に確定します。

(単位：円)

	第5期計画（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1) 居宅サービス			
①訪問介護			
②訪問入浴介護			
③訪問看護			
④訪問リハビリテーション			
⑤居宅療養管理指導			
⑥通所介護			
⑦通所リハビリテーション			
⑧短期入所生活介護			
⑨短期入所療養介護			
⑩特定施設入居者生活介護			
⑪福祉用具貸与			
⑫特定福祉用具販売			
2) 地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
②夜間対応型訪問介護			
③認知症対応型通所介護			
④小規模多機能型居宅介護			
⑤認知症対応型共同生活介護			
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護			
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
⑧複合型サービス			
3) 住宅改修			
4) 居宅介護支援			
5) 介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設			
②介護老人保健施設			
③介護療養型医療施設			
介護給付費計（小計）＝（I）			

●介護予防給付

※給付費については報酬改定後に確定します。

(単位：円)

	第5期計画（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1) 介護予防サービス			
①介護予防訪問介護			
②介護予防訪問入浴介護			
③介護予防訪問看護			
④介護予防訪問リハビリテーション			
⑤介護予防居宅療養管理指導			
⑥介護予防通所介護			
⑦介護予防通所リハビリテーション			
⑧介護予防短期入所生活介護			
⑨介護予防短期入所療養介護			
⑩介護予防特定施設入居者生活介護			
⑪介護予防福祉用具貸与			
⑫特定介護予防福祉用具販売			
2) 地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護			
②介護予防小規模多機能型居宅介護			
③介護予防認知症対応型共同生活介護			
3) 介護予防住宅改修			
4) 介護予防支援			
予防給付費計（小計）＝（Ⅱ）			

●総給付費等の見込み

※給付費については報酬改定後に確定します。

(単位：円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総給付費（Ⅰ＋Ⅱ）			
特定入所者介護サービス費等給付額			
高額介護サービス費等給付額			
高額医療合算介護サービス費等給付額			
審査支払手数料			
標準給付費見込額（A）			
地域支援事業費（B）			
合計（A＋B）			

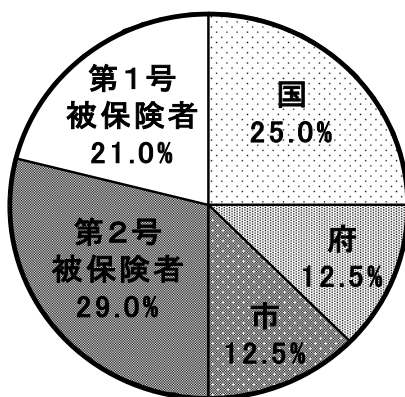
## 6 第1号被保険者保険料の算出方法と保険料

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担により、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度で、第5期計画期間（平成24年度～平成26年）の保険給付費のうち、第1号被保険者の負担割合は21%です。

第1号被保険者の介護保険料は、市民に提供される総介護サービス量を反映しているため、介護サービスが充実しサービス利用者が多いほど介護保険料が高く設定されることとなります。

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる第5期計画期間中（平成24年度から26年度）の保険給付費・地域支援事業費から算出します。

《介護保険の費用負担の仕組み》  
第5期（平成24年度～26年度）



介護給付費の増加に伴い、介護保険料の負担も増大している中で、より安定した介護制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じて保険料の設定を行っています。

第5期介護保険事業計画では、第4期の第3段階を細分化し全体では12段階としました。

段階	保険料率	対象者
第1段階	基準月額 ×	○老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の人 ○生活保護の受給者
第2段階	基準月額 ×	○本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階	基準月額 ×	○本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人
第4段階	基準月額 ×	○本人および世帯全員が住民税非課税で、第2・第3段階に該当しない人
第5段階	基準月額 ×	○本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第6段階	基準月額 ×	○本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人
第7段階	基準月額 ×	○本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以下の人
第8段階	基準月額 ×	○本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円超200万円未満の人
第9段階	基準月額 ×	○本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の人
第10段階	基準月額 ×	○本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階	基準月額 ×	○本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第12段階	基準月額 ×	○本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人

※基準月額と乗率については、今後の介護報酬の改定等を踏まえて確定します。

## 7 介護サービスの供給確保のための方策

高齢者が身近な地域で安心して質の高い介護サービスを利用できるよう、ニーズに見合った介護サービスの供給を図ります。

### [施設・居住系サービス]

#### ◇ 施設・介護専用型の居住系サービス

施設サービスについては、2市1町の乙訓圏域において利用者や入所申込状況をみながら整備を図ります。

#### ◇ 介護専用型以外の居住系サービス

市内の既存施設へのサービス事業者指定の取得を働きかけることにより、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進していきます。

### [居宅サービス]

#### ◇ 介護給付

既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入の促進などにより、供給量の確保を図ります。

#### ◇ 介護予防給付

既存事業者の参入促進などにより、供給量の確保を図ります。利用者の生活機能の回復につながるようなサービス提供という観点に立って、必要となるサービスを確保できるよう、事業者に対する情報提供や助言等を行います。

### [地域密着型サービス]

平成18年4月に創設された地域密着型サービスのうち、第3期中に、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護のサービスを整備しました。

第4期（平成21年～23年）には、さらに、認知症対応型共同生活介護の2施設と、次期計画の前倒しにより、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模ケアハウス）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）、夜間対応型訪問介護（他市事業所の指定許可）をそれぞれ整備しました。

また、平成24年度には認知症対応型通所介護サービス事業所が利用開始となり、これで地域密着型サービスの全てが整います。地域密着型サービス事業所が地域の介護サービス提供の拠点となり、介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を支えるため、必要となるサービスの充実を図ります。

## (6) 介護保険制度の円滑な運営のための方策

### 1 要介護認定審査

---

審査の公平性の確保と質の平準化を図るため、今後も引き続き、合議体の長の会議や審査会委員の研修等を実施し、審査体制の充実に努めます。

### 2 サービスの質の向上

---

#### [介護支援専門員に対する支援]

介護保険制度の要である介護支援専門員の資質の向上を図るため、地域包括支援センターにおいて介護支援専門員のネットワーク化を図っていくとともに、主任ケアマネジャーを中心とした包括的支援事業として、研修、支援困難ケースの検討、地域の社会資源等にかかる情報提供及び介護支援専門員からの相談等に対応していきます。

#### [事業者間の情報交換、連携の確保のための体制整備]

事業者自らが介護サービスの質的向上をめざす取り組みを支援するため、保険者の立場から必要な情報提供や指導・助言を行うとともに、事業者間の情報交換や連携を図るための体制の整備に努めます。

#### [施設等における身体拘束をゼロにする取り組みの促進]

あらゆる介護の場面において、身体拘束は高齢者の尊厳を著しく傷つける行為であり、生活の質を根本から損なうとともに、身体機能の低下を引き起こすことにもなりかねません。これらの状況を踏まえ、施設入居者や居宅サービス利用者の意思や人格を尊重した介護のあり方についての研修、さらに身体拘束をゼロにする職員の意識改革のための研修実施の働きかけを行います。

### 3 給付の適正化

---

京都市国民健康保険団体連合会の給付実績データに基づくチェックやケアプラン指導事業を引き続き実施することにより、サービス事業者自身による自己点検を促し、不正・不適正な介護報酬の支払い防止を図ります。

### 4 利用者支援

---

#### [介護保険制度、サービスに関する情報提供の充実]

利用者がニーズに応じた介護サービスを選択できるためには、介護保険制度の趣旨や改正内容について市民へ周知するとともに、介護サービス事業者やサービスに関する情報提供を強化していくことが重要です。

市の介護保険担当窓口、地域包括支援センターを中心としてサービス事業者や居宅介護支

援事業者等と連携を図りながら、利用者に迅速かつ的確に情報提供できるよう努めます。  
情報提供の方法としては、市の広報紙、ホームページ、パンフレット等により行います。

### [相談・苦情対応の充実]

#### ◇ 相談体制

利用者や家族からの相談・苦情については、市役所の介護保険担当窓口での対応のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、民生児童委員等とも連携し、相談体制の充実を図ります。相談・苦情の内容に応じて関係機関との調整を図り、必要に応じて介護サービス事業者等への指導・助言を行うことにより、サービス改善を促す措置を講じていきます。

#### ◇ 介護相談員派遣事業

利用者や家族とサービス事業者との橋渡し役として施設等に相談員を派遣する「介護相談員派遣事業」を引き続き実施し、介護サービスの適正を図っていきます。

### [不服申し立て等を行う場合の支援]

市は、最も身近な窓口として、市民からの相談・苦情に迅速かつ的確に対応します。

市による対応に市民が納得されない場合、審査請求については京都府介護保険審査会、相談や苦情については京都府国民健康保険団体連合会と連携を図り、市民の申し立て手続きに応えていきます。

## 5 低所得者対策

---

第1号被保険者保険料の多段階対応のほか、高額介護サービス費の支給、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置、低所得者居宅サービス利用者負担助成事業の実施により、低所得者の負担軽減を図ります。

## 3. 地域での自立生活を支援する 地域包括ケア体制の構築

### 基本的な考え方

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域包括支援センターを拠点として、保健・医療・福祉・介護予防サービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを進めるとともに、小地域を単位とした見守り・支援活動とも連携を図り、地域に密着した自立生活支援に努めます。

#### 【施策の方向】

- 地域包括ケア体制の整備
- 介護保険給付以外の福祉サービスの充実
- 高齢者の権利擁護
- 地域の自主的な活動との連携
- 地域支援事業の量及び事業費の見込み



# 地域包括ケアシステム



## 【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

### ①医療との連携強化

- ・ 24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。

### ②介護サービスの充実強化

- ・ 特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）
- ・ 24時間対応の在宅サービスの強化

### ③予防の推進

- ・ できる限り要介護状態としないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

### ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・ 一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進。

### ⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備（国交省）

- ・ 高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備、・ 持ち家のバリアフリー化の推進

※厚生労働省「地域包括ケア推進指導者養成研修資料」から抜粋

## 施策の展開

### (1) 地域包括ケア体制の整備

地域包括支援センターを拠点とした、保健センター、老人福祉施設、医療施設等の関係機関のネットワークを活用し、情報の共有やサービス・活動の効率化を図ります。

また、地域福祉計画との整合性を図りながら、ボランティア、老人クラブの活動、地域住民による見守り・支えあいの取り組みなど、さまざまな地域の社会資源を活用し、要援護高齢者等を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

#### 1 関係機関との連携

---

在宅での療養生活を支えるには、医療と介護保険の継ぎ目のないサービスを効果的に提供する必要があり、医療機関と積極的に連携を図ることが重要となるため、地域包括支援センターにおいて市内の介護支援専門員のネットワーク化を図るとともに、包括的・継続的マネジメント事業として、主治医や介護支援専門員等との連携を図ります。

また、地域包括支援センターを中心に関係機関による連携を強化し、高齢者の実態把握、サービスの総合調整、地域のさまざまな資源の活用などを図ります。

#### 2 見守りのネットワークづくり

---

地域包括支援センターを中心として、民生委員・児童委員、各地区社会福祉協議会、老人クラブやボランティア団体等との連携を図り、地域における見守りのネットワークづくりを進めます。

### (2) 介護保険給付以外の福祉サービスの実施

要援護高齢者及び家族の在宅生活を総合的に支援するという観点から、介護給付対象外の各種サービスについて、実施します。

#### 1 在宅福祉サービス

---

##### [高齢者配食サービス事業]

買い物や調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等に対して、昼食や夕食をご自宅までお届けし、安否の確認も行います。高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援していきます。

##### [介護予防住宅改良助成事業]

介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者の住宅を、転倒予防に配慮した住宅づくりに改良される場合に助成を行います。介護予防に役立つよう、相談・支援事業を実施します。

#### **[日常生活用具の給付・貸与事業]**

ひとり暮らし高齢者等を対象に、電磁調理器、自動消火器の給付、福祉電話の貸与を行います。在宅における自立生活支援のための事業として周知を図ります。

#### **[あんしんホットライン（緊急通報装置）の設置事業]**

ひとり暮らしで日常生活に支障のある高齢者等に緊急時の連絡に対応するため、「あんしんホットライン」を設置し、日常生活の不安解消を図ります。また、今後とも対象者の増加が見込まれることから、民生委員や近隣住民との協力体制の構築を図ります。

#### **[家賃助成事業]**

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、民間賃貸住宅に居住するひとり暮らしの70歳以上の低所得者に対し、家賃の一部を助成します。

#### **[生活支援型ホームヘルプサービス事業]**

介護保険の要介護認定で非該当となった高齢者や退院後などで一時的に支援の必要な高齢者等にホームヘルパーを派遣し、生活援助等を提供します。支援を必要とする高齢者が自立した生活を維持継続できるよう、その人の生活状況と意向を把握しながら事業を実施します。

#### **[「ふれあいサロン」活動支援]**

高齢者が閉じこもりがちになることを予防するため、身近な地域で楽しく過ごせる集いの場を作り、自主的・自発的に運営される活動の育成・発展を支援します。

#### **[救急医療情報キット配布事業]**

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、緊急時の連絡先やかかりつけ医療機関などの情報を記入した救急医療情報キットを配布し、高齢者の安全と安心の確保を図ります。

## 2 施設サービス

---

### [養護老人ホーム]

環境上の理由及び経済的理由等により、自宅で生活することが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

- 措置施設のまま、外部の介護保険サービスを利用できるようにします。
- ケアハウスに転換し、特定施設入居者生活介護の事業者としてサービスを提供します。

今後も近隣市町との連携のもと、引き続き措置を行います。

### [軽費老人ホーム（ケアハウス）]

入浴や食事の提供、緊急時の対応を行うなど、高齢者が安心して生活できるよう配慮された施設で、市内に2施設、90床が整備されています。今後も近隣市町との連携のもと、必要数の確保を図ります。

### [緊急時ショートステイ事業]

高齢者が、身の危険を感じる虐待を受けた場合や、災害等の緊急時に一時避難できるシェルターとして短期間の入所を可能とする施設の確保を引き続き図ります。

特に虐待を受けた場合、要介護認定を受けている高齢者は介護保険のサービスで施設入所が可能ですが、認定外の方も緊急に一時避難できる施設を確保していきます。

## (3) 高齢者の権利擁護

高齢者の権利擁護や人権侵害に関する相談窓口を地域包括支援センターに設置し、高齢者に対する虐待防止に向けたネットワークを活用した情報提供や相談体制、権利擁護に関する制度・事業の促進を図ります。

### 1 成年後見制度

---

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などによって契約等の法律行為を行うための判断能力が十分でない人を支援し、権利を保護するための制度です。市では「成年後見制度利用支援事業」により、介護サービス等の利用が必要な身寄りのない重度の認知症の高齢者等について、市長による後見開始の申立てを行うとともに、申立て費用等の助成を行い、地域包括支援センターの権利擁護業務として、制度についての普及・啓発と円滑な制度利用に向けた支援を行っています。

また、認知症の高齢者等がやむを得ない理由により必要なサービスを受けられない状況にある場合、老人福祉法等に規定された措置制度により、在宅における介護サービスの提供や特別養護老人ホーム等への入所措置を行います。

## 2 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症の高齢者等が地域で生活する上で、必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）については、向日市社会福祉協議会において事業が推進されています。

## 3 高齢者虐待の防止のための取り組み

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、本市では、地域包括支援センターにおいて高齢者虐待防止・養護者支援の中核的機能を担うこととし、高齢者虐待に関する相談、指導・助言、情報提供、高齢者虐待の発見者による通報、虐待を受けた本人からの申出の受理、養護者への支援に関する情報提供や広報啓発などの業務を行います。

また、高齢者に対する虐待を防止し、高齢者が尊厳を保ちながら生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを核として、保健・医療・福祉・介護の関係機関や担当部局によるネットワークを活用します。このネットワークを通じて、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応を図れるよう、相談窓口間の連携や困難事例の検討、関係職員の研修などに取り組んでいきます。

### （4）地域の自主的な活動との連携

高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者等の増加を背景に、閉じこもりや社会的孤立など、社会的支援に結び付きにくい高齢者に対する、地域での継続的な見守りがますます重要となっています。

本市においては、「向日市地域福祉計画」を策定し、地域住民やさまざまな機関・団体が連携して、課題に取り組むために必要な施策を定めています。

今後は地域福祉計画と整合性をもち、配食サービスや会食、ふれあいサロンなど、地域住民やボランティア等による多様な福祉活動を支援するとともに、地域における継続的な見守りから適切なサービス利用や支援に結びつける仕組みづくりを推進します。

## (5) 地域支援事業の事業費の見込み

### 1 地域支援事業の実施内容

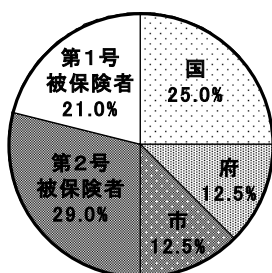
介護保険法に基づく地域支援事業は、介護保険料と公費を財源として実施するものです。地域支援事業は、必須事業の「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業」から構成されています。

介護予防事業には、第1号被保険者全体を対象とする一次予防事業と、要介護状態となるおそれのある高齢者を対象とする二次予防事業があり、包括的支援事業は、地域包括支援センターにおいて実施する事業で、任意事業は市の判断により行う事業となっています。

今後、利用の動向や事業の実施効果を見ながらそれぞれの事業の充実を図っていきます。

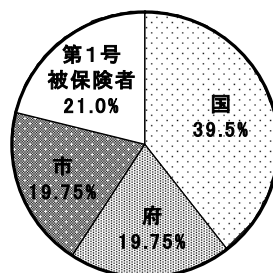
〔財源構成〕※事業費は全体で介護保険給付費の3%以内

《介護予防事業》



(介護保険給付費の2%以内)

《包括的支援事業・任意事業》



(介護保険給付費の2%以内)

### 2 地域支援事業対象者数と目標値の設定

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業対象者数 (第1号被保険者全体)	12,643	13,314	13,947
二次予防事業の対象者数	1,390	1,465	1,534

### 3 本市における地域支援事業の概要

本市における地域支援事業の概要は、次のとおりです。

区分		事業内容	
地域支援事業	必須事業	介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防スクリーニングの実施</li> <li>○要介護・要支援になるおそれの高い方等を対象とする介護予防サービスの提供(介護予防二次予防施策) <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次予防事業対象者把握事業・介護予防通所サービス事業</li> </ul> </li> <li>○65歳以上の高齢者を対象とする介護予防事業(一次予防事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域健康塾・さわやか体操</li> </ul> </li> </ul>
		介護予防ケアマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市がスクリーニングをし、地域包括支援センターに呈示した介護予防事業対象者が、身体的・精神的・社会的機能の維持・向上を図ることができるよう①アセスメント②介護予防ケアプランの作成③サービス提供後の再アセスメント④事業評価を実施</li> </ul>
		総合相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域におけるさまざまな関係者とのネットワークの構築</li> <li>○ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握</li> <li>○サービスに関する情報提供等の初期相談から継続的・専門的な援助(行政・医療等への適切な調整等)</li> </ul>
		権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の活用促進</li> <li>○高齢者虐待防止など権利擁護の観点から対応が必要な場合の支援</li> </ul>
		包括的・継続的マネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のケア支援事業(支援困難事例への指導助言)</li> <li>○地域のケアマネジャーのネットワークづくり等</li> </ul>
	任意事業	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護給付費等適正化事業</li> <li>○介護相談員派遣事業</li> <li>○家族介護支援事業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者リフレッシュ事業</li> </ul> </li> <li>○地域自立生活支援事業</li> <li>○介護者支援事業</li> <li>○その他事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修理由書作成、寝具乾燥事業</li> </ul> </li> </ul>

## 4 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、国の指針に基づいて、介護保険給付費の見込額に対して3%を乗じて求められた金額の範囲内とすることが定められています。

※費用額については、事業の確定後、決定します。

(単位：円)

事業名		平成24年度 費用額	平成25年度 費用額	平成26年度 費用額
介護予防 事業	二次予防事業			
	二次予防事業			
	通所型介護予防事業			
	一次予防事業			
	介護予防普及啓発事業			
	地域介護予防活動支援事業			
介護予防事業費用額				
包括的 支援事業	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
	総合相談支援・権利擁護事業			
	包括的・継続的マネジメント事業			
任意事業	家族介護支援事業			
	認知症高齢者見守り事業			
	家族介護継続支援事業			
	その他事業			
	福祉用具・住宅改修支援事業			
	地域自立生活支援事業			
	その他事業			
事業費規模		保険給付費見込額の 3.0%以内	保険給付費見込額の 3.0%以内	保険給付費見込額の 3.0%以内



## 5 地域支援事業の供給確保のための方策

---

地域支援事業の実施に必要となる人材、実施場所等については、以下のとおり確保を図っていきます。

### [介護予防事業]

二次予防事業対象者施策については、管理栄養士・歯科衛生士等の専門職を確保し、福祉会館や「ゆめパレアむこう」等の既存施設を拠点として、介護予防事業を実施します。

一次予防施策については、公共施設をはじめ地域の資源を活用しながら、自主的な活動の育成及び支援を実施します。

### [包括的支援事業]

地域包括支援センターでは、保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職により、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を実施しています。

### [任意事業]

既存事業を見直す中で、在宅における自立生活支援のための事業として、より効果的な実施を図ります。

## 4. 認知症の高齢者支援対策の推進

### 基本的な考え方

住み慣れた家庭や地域で、認知症高齢者と家族が安心して生活を送り続けられるよう、身近な地域で専門的な相談が受けられる体制の推進を図ります。

また、認知症に関する普及・啓発、予防・早期発見と相談支援のための関係機関の連携、家族への支援など、認知症の高齢者及び家族を見守り支える地域づくりを促進します。

#### 〔施策の方向〕

- 認知症予防の推進
- 相談・支援体制の充実
- 認知症の高齢者、家族への支援

### 施策の展開

#### (1) 認知症予防の推進

認知症の高齢者が尊厳をもって安心して暮らせる地域づくりを進めるため、広報紙等を通じて認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

また、高齢者や家族が認知症予防についての理解を深められるよう、保健事業や介護予防事業等を通じて情報提供を行うとともに、ひとり暮らしや外出困難などで閉じこもりがちな高齢者に対する住民主体の見守りやふれあい活動を推進します。

#### (2) 相談・支援体制の充実

認知症の高齢者や家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。

##### 1 早期発見・早期対応のための相談・支援体制の整備

認知症に関する相談窓口において、相談・指導に対応するとともに、関係機関の連携を図り、初期の段階において、相談から適切なサービスへと円滑につなぐための支援を行います。

##### 2 認知症の高齢者の見守り・徘徊への対応

認知症の高齢者とその家族を支えるために、認知症に対する市民の理解を深め、予防、早期発見、ケア等につなげることを目的として、認知症サポーター養成に取り組みます。

さらに、認知症の高齢者の症状の悪化や徘徊等、支援が必要な時に迅速に対応できるよう、

地域住民による見守り活動と関係機関との連絡体制の確立に努めます。

### (3) 認知症高齢者と家族への支援

各種制度・サービスの適切な利用を促進し、認知症の高齢者と家族への支援を図ります。

#### 1 適切なサービスの利用の促進と権利擁護の充実

---

行政機関、地域包括支援センター、介護サービス事業者や医療機関、保健所、認知症対応型の施設等との連携を図り、適切な保健・福祉・医療・介護サービスの利用を促進します。

また、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の活用等により支援を行うとともに、高齢者に対する虐待防止のためのネットワークを活用し、権利擁護の充実を図ります。

#### 2 認知症介護知識の普及

---

関係機関との連携により、介護職員や認知症の高齢者の家族に対する情報提供や相談支援を行い、認知症介護の知識の普及を図ります。

## 5. 高齢者が活動的に暮らせるまちづくり

### 基本的な考え方

高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、活動的で生きがいに満ちた「活動的な85歳」の実現を目標として、高齢者がさまざまな社会活動に参加できるための条件整備を図るとともに、老人クラブなど高齢者による自主的な活動を支援します。

また高齢者が地域で安心して暮らせるため、生涯学習や世代間交流、公共施設等の整備など、ソフト・ハード両面からサポートしていく体制を推進します。

#### [施策の方向]

- 生きがい活動と社会参加の促進
- 安全な生活環境の整備

### 施策の展開

#### (1) 生きがい活動と社会参加の促進

高齢者が生きがいと充実感をもって、さまざまな社会活動に積極的に参加できるよう、関係機関・団体との連携により、活動内容の充実や参加しやすい条件整備を推進します。

##### 1 老人福祉センター

高齢者が健康で生きがいをもって自立した生活を送るために、健康づくりや世代間交流、仲間づくり、サークル活動、身近なボランティア活動などの生涯活動の場として、老人福祉センターの役割はますます重要となっています。

高齢者の価値観が多様化する中、2か所の施設それぞれの特徴を活かしながら、事業内容の充実を図ります。

##### 2 老人クラブ活動への支援

老人クラブでは、会員の高齢化や新規加入の減少、高齢者の趣味・余暇活動の多様化などに対応し、今後、広報活動や多様なニーズに対応した活動の充実などより魅力あるクラブづくりをめざしています。

市では、高齢者の生きがい活動・社会参加促進に向けて、クラブの主体性を尊重しながら、老人クラブ活動の活性化を支援していきます。

### 3 シルバー人材センターへの支援

公益社団法人シルバー人材センターにおいては、会員数の拡大や就業機会の確保、ボランティア活動を通じた社会貢献などに取り組んでいます。市としても、高齢者の生きがい活動・社会参加を促進するため、シルバー人材センター事業を支援します。

### 4 生涯学習活動の支援

高齢者のニーズに対応した学習機会を充実するとともに、複雑化する社会情勢に対応した知識・技術の習得を推進するため、市内の教育・学習施設、特に身近な地域における学習拠点の充実を図ります。

また、「人材ほっとバンク」の積極的な活用を図るとともに、(財)京都SKYセンターなど関連機関とも連携し、学習環境の充実を図っていきます。

〔市内の教育・学習施設の状況〕

区 分	施 設
学校教育関係	小学校（6校）、中学校（3校）、高校（公私立各1校）
社会教育関係	中央公民館、地区公民館（5か所）、図書館、文化資料館、天文館
その他公共施設	市民会館、市民体育館、健康増進センター（ゆめパレアむこう）、市民温水プール、保健センター、福祉会館、市民協働センター、老人福祉センター（2か所）、コミュニティセンター（6か所）

### 5 ボランティア活動の促進

高齢化が進む中、ボランティア活動は、高齢者を支える活動だけでなく、高齢者自身が支え手となって社会参加・社会貢献する活動として、ますます重要になっています。

今後、高齢者がさまざまなボランティア活動に参加できる体制が一層整備されるよう、「向日地域福祉計画」と整合を図っていきます。

### 6 福祉を理解する学習及び世代間交流の促進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、高齢者や高齢社会に対する理解を深めるための学習や、世代間のふれあい・交流を促進していく必要があります。

高齢者の活動や地域での交流の様子が市民に伝わるよう広報・啓発を行うほか、関係機関・団体との連携により、市民の自主的な福祉活動の取り組みに対し、学習機会の提供や情報提供などの支援を行います。

また、老人福祉センターでの世代間交流事業を推進するとともに、各地域で展開されている「ふれあいサロン」活動が身近な世代間交流の場となるよう、多世代の参加を促進します。

## (2) 安全な生活環境の整備

### 1 バリアフリー対策

---

高齢者や障がいのある人が安全かつ快適に生活を送ることができ、自由に移動し社会参加できる福祉のまちづくりを推進する必要があります。

「京都府福祉のまちづくり条例」等に基づき、高齢者や障がいのある人等の利用に配慮した公共公益施設の整備・改修に努めるとともに、誰もが利用する民間施設（店舗など）もあわせてバリアフリー化を促進します。

また、「向日市バリアフリー基本構想」に掲げる目標に従って、歩道の整備や段差解消、有効幅員の確保等を計画的に進めるとともに、公共交通機関における施設・設備の安全対策やバリアフリー化、ポケットパーク<sup>※1</sup>の整備などを図ってきました。今後も高齢者や障がいのある人の外出に配慮した整備を推進します。

施策の推進にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を基本とし、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりをめざします。

※1 ポケットパーク・・・道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所のこと

### 2 住環境の整備

---

介助を必要とする高齢者が、居住する住居を改造することにより、要介護の高齢者等の残された機能をいかしたり、また、介護者の負担を軽減して住み慣れた地域で生活できるようにする住宅改良助成の活用を図ります。

また、介護予防住宅改良助成は介護保険での住宅改修のサービスを補完するものですが、住宅改修に関する相談・助言を行うケアマネジャー等が高齢者や介護者の状態に配慮し、住み良い住宅改修ができるよう支援を行うなど、安全で快適な暮らしの実現を目指します。

さらに、高齢であることに配慮した住宅については、高齢者円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度や高齢者住宅財団ホームページ等を活用し、情報の提供に努めます。

### 3 災害等緊急時の支援体制

---

ひとり暮らし高齢者等が増加する中、日常生活に支障のある単身高齢者等の世帯に「あんしんホットライン（緊急通報装置）」を設置し、緊急時の通報体制の充実を図るとともに、地域住民、乙訓消防組合との連携のもとに、さらに円滑な支援体制の充実に向け努力します。

先の東日本大震災を踏まえ、地震災害等に対する市民意識が高まる中、災害発生時の対応としては、向日市地域防災計画に基づき、避難にあたって支援を希望する人に住所・氏名・緊急連絡先等をあらかじめ登録していただいた「災害時要配慮者登録制度」を運用していきます。

災害発生時には、総務省消防庁の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づく避難支援計画を策定し、警察・消防等と情報を共有し、民生委員・児童委員や関係機関を通じた安否確認及び迅速な避難活動を行える体制づくりを推進します。

#### 4 交通安全対策

---

高齢者が安全、快適に外出できる道路環境づくりのため、警察等関係機関との連携を図りながら、段差を解消して通行しやすい道路の整備、カーブミラー・道路標識などの交通安全施設の整備等に努めます。

交通事故者に占める高齢者の割合は高く、また、運転免許を持つ高齢者も増加しています。ドライバーに対する安全運転の啓発、高齢者安全運転標識（四つ葉マーク）の普及、高齢者に対する交通安全教室や高齢運転者講習の受講勧奨等、高齢者の交通安全対策を推進します。

#### 5 消費者対策

---

高齢者が悪質商法などによる消費者被害に遭わないために、消費生活セミナーや出前講座など消費者教育を充実するとともに、消費者情報の収集と市民に対する情報提供を推進します。

なお、訪問販売や悪質商法など契約に関わる消費生活相談を実施します。





# 第6章

## 計画の推進



## 1. 進行管理と点検・評価

### (1) 進行管理と評価

計画の進行管理と点検・評価については、サービスの利用状況や基盤整備の進捗状況の把握などを定期的に行い、課題分析や取り組み方策等の検討を行います。

また、計画の点検・評価の結果については、「向日市介護保険事業計画策定委員会」において、適宜、必要な協議・検討を行い、計画の進行管理を行うものとします。

### (2) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として定期的に行う実施状況や計画の達成状況、介護保険の運営状況などの点検・評価の結果については、市広報紙等を通じて公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めます。

## 2. 一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備

### (1) 市内組織の連携

総合相談支援や介護予防・生活習慣病予防、健康づくりなど、高齢者福祉をとりまく諸課題について、関連事業が再編され、関係部署の連携がこれまで以上に重要となっています。保健・医療・福祉・介護の連携のもと、限られた施設や職員体制を最大限有効に活用します。

また、高齢者福祉をとりまくさまざまな課題に対応できるよう、保健福祉関連以外の部署との連携強化にも努めます。

### (2) 社会福祉協議会等との連携

地域福祉権利擁護事業など地域福祉活動の中心的役割を担っている社会福祉法人向日市社会福祉協議会との連携をさらに強化し、相談支援・権利擁護・見守り活動などにおける地域支援ネットワークの確立を図ります。

